

第7号（1）様式

外交・安全保障調査研究事業費補助金
補助事業実績報告書

※本報告書のほか、事業成果をアピールする資料（パワーポイントや動画等自由書式。最大3枚/3分程度）を提出すること。

（※当該資料は、単なる活動報告にしないこと。事業の新規性、研究成果によって得られた新たな知見及びそれに基づく政府へのアウトプット・提言等、事業成果について記載すること。）

1. 基本情報	
事業者名 公益財団法人 日本国際フォーラム	
事業区分・テーマ	※事業区分（発展型総合事業・総合事業・調査研究事業）及びテーマを記載。 「日本の強みを生かした『女性・平和・安全保障（WPS）』における貢献の在り方」
事業名及び事業概要	※事業計画書の該当部分を転載。 本事業では、「ジェンダー」と「国際安全保障」の関係性を今日的視座から検討する。また紛争下の性暴力からの女性の保護のあり方をはじめ、和平プロセスや危機解決における女性の役割の強化といったジェンダー不平等の改善、さらには気候変動や防災、TFGBV といった新たな脅威について、女性の視点から議論を再構築する。その上で、WPS 分野の日本の強みを強調した国益・国際益に沿った「政策提言」を作成・発信し、そして内外に向けて発信し、もって地球的規模の平和と安定に貢献する。
事業実施期間	※下記の期間から1つを選択し「○」を記入 () 1年間 (年度) (○) 2年間 (令和7年度～8年度) (うち 1 年目)

2 事業の成果（アウトカム）

評価要綱3の項目につき、以下①、②の自己評価を記載すること（分量は自由）。

（※ 活動実績の詳細や定量的実績は下記「3－1」～「4－2」の欄に記載すること。）

① どのように取り組み、どのような成果があったか（工夫を凝らした点、前年度の事業から改善した点を含む）。

② どの部分につき進展・成果が不十分であったか。その原因、次年度での改善方法。

（1）補助事業の成果

（基礎的情報収集・調査研究（外交に資する政策志向の研究とし、政策提言を含む。）

- 他の類似事業と比べて新規性があったか。研究成果により新たな知見が得られたか。また、外交に資する政策志向の研究がなされたか。

① 初年度における課題

本研究会は、女性・平和・安全保障（WPS）をテーマとする既存の研究・事業と比較して、理論研究・実証研究・政策実装を有機的に接続した点において、明確な新規性を有していたと評価できる。

第一に、新規性の点では、本研究会はWPSを単なる規範的スローガンや国連決議の履行状況の検証にとどめず、「ジェンダー主流化（gender mainstreaming）」を政策形成・制度設計・組織文化の変革という具体的次元で再定義し、分野横断的に検討した点に特色があった。環境政策、災害復興、イノベーション、軍事・治安組織、外交政策といった多様な領域を横断し、ジェンダーがどのように制度の前提条件として組み込まれているのか、あるいは排除されているのかを検証した事業は、国内外においても多くはない。さらに、年度後半に実施した英国・スウェーデンにおける現地調査およびポーランドにおける比較調査を通じて、WPSを従来の紛争・軍事中心の枠組みに限定せず、気候変動、都市環境、災害対応、難民受入れ、社会統合といった非軍事的安全保障領域に接続して分析する実証的研究を進展させた。とりわけ、都市政策や環境政策におけるジェンダー主流化の実践、ならびに戦争当事国周辺国における社会レジリエンスの形成過程において、WPSが有効な分析枠組みとなり得ることを確認した点は、本研究の新規性を一層補強するものである。

第二に、研究成果として得られた新たな知見として、本研究会は、WPSやフェミニスト外交が必ずしも一貫して「平和」や「女性の権利」の拡大につながってきたわけではなく、現実政治の中で選択的に適用され、時に軍事行動や国家イメージ戦略の正当化言説として機能してきた側面を、具体的事例に基づき明らかにした。とりわけ、いわゆる「ホワイト・フェミニズム」や「フェミニスト外交」の限界を、ポスト植民地主義的視点から検討した点は、国内のWPS研究において先駆的であり、フェミニズムやジェンダー政策を無条件に肯定するのではなく、批判的に再構築する理論的基盤を提示したものといえる。加えて、第7回研究会合においては、日本社会におけるジェンダー格差、少子高齢化、制度構造の遅滞といった内在的課題と、WPSおよび人間の安全保障との関係が理論的に整理され、日本はWPSの制度整備において国際的に一定の評価を得てきた一方で、社会構造の変革との間に乖離を抱えているという重要な論点が提示された。これは、日本のWPS政策の実効性を再検討する上で新たな視座を提供する知見である。

第三に、本研究会は学術的議論にとどまらず、外交政策への示唆を明確に意識した政策志向型研究を一貫して行った点に特徴がある。日本は地理的・歴史的に「西洋」と「グローバルサウス」の中間に位置するという独自の立場を有しており、本研究会では、この構造的

位置を生かした「橋渡し型」「協働型」の WPS・フェミニズム外交の可能性が繰り返し議論された。とりわけ、英国・スウェーデンおよびポーランドでの調査を踏まえ、WPS を人間の安全保障の具体化として位置付けつつ、平時の社会レジリエンス、災害対応、気候変動政策、都市政策、難民支援といった幅広い政策領域に適用し得る枠組みとして再構成する視点が提示された。これは、欧米モデルの単純な移植ではなく、日本が有する「人間の安全保障」の理念を基盤として、アジア太平洋諸国やグローバルサウスと共に制度や理念を形成していくという、日本外交に固有の比較優位を理論化する試みであり、今後の外交政策立案に資する知的インプットとなり得る。

以上の点から、本研究会は、既存の WPS 関連事業と比較して、理論的深化・批判的検証・実証的裏付け・政策的応用を統合した新規性を有し、新たな知見を創出するとともに、日本外交にとって実践的示唆を提供する研究成果を挙げたと評価できる。

②初年度における課題・反省点

本研究会は初年度において、理論的深化および問題提起の面では一定の成果を上げた一方で、いくつかの点において進展や成果が十分とは言えない課題も明らかとなった。これらの課題は、次年度以降の活動目標を明確化する上で重要な示唆を与えるものである。

第一の課題は、研究会で得られた知見を、具体的な政策手段や制度設計の提言として体系的に整理する段階まで十分に到達できなかった点である。初年度は、ジェンダー主流化や WPS、フェミニスト外交の理念的・構造的課題を可視化することに重点を置いたため、政策オプションの提示や、政府・関係機関が実際に参照可能な形での提言作成については、限定的な成果にとどまった。原因としては、(a) 本研究会が初年度であり、共通概念の整理や問題認識の共有に相当の時間を要したこと、(b) 多分野横断型の研究であったため、政策提言の優先順位付けが困難であったことが挙げられる。次年度の改善方向としては、(a) 特定テーマ（例：日本版 WPS の評価指標、ジェンダー主流化の制度設計、アジア太平洋地域での協働モデル等）に焦点を絞った政策提言の作成、(b) 外務省を含む関係省庁との意見交換を通じ、政策ニーズを踏まえた研究設計を行うことで、研究成果の政策実装性を一層高めていく予定である。

第二に、研究成果と日本国内の実務レベルの政策形成プロセスとの接続が十分であったとは言いがたい点が課題として挙げられる。研究会では国際事例や理論的分析を多く取り上げたが、それらを日本の制度や組織文化に適用する際の具体的な障壁や調整過程については、さらなる検討の余地が残った。原因としては、(a) 外務省以外の関係機関（治安機関、自治体、教育機関等）との継続的対話の機会が限られていたこと、(b) 日本国内における WPS 実践の蓄積や評価データが十分に共有されていないことが考えられる。次年度の改善方向としては、関係省庁、自治体、実務者を対象とした意見交換会・非公開ワークショップの実施、日本の第三次 WPS 行動計画の運用状況や課題を検証する実証的研究の強化を通じて、国内政策との接続を強化する。

● 事業テーマ及び補助事業者の企画に基づき、情報収集及び調査研究が的確に行われたか。

①成果面：情報収集・調査研究が的確に行われた点

本研究会は、「日本の強みを生かした『女性・平和・安全保障（WPS）』における貢献の在り方」という事業テーマに基づき、理論的検討、国際比較、事例分析を組み合わせた多層的な情報収集および調査研究を、概ね的確に実施した。

第一に、**国際的議論の体系的把握が行われた点が挙げられる**。ジェンダー主流化、フェミニスト外交、WPS 行動計画をめぐる国連・EU・各国の政策枠組みについて、先行研究および最新の国際動向を踏まえた整理がなされ、特にスウェーデン、カナダ、ドイツ、英国、ポーランド等の事例を通じて、理念と実践の乖離、政治的制約、バックラッシュの影響といった論点が明確化された。

第二に、**分野横断的かつ実証的な事例収集が行われた点である**。

環境政策、災害復興、起業・イノベーション、治安・安全保障組織など、従来 WPS の議論で十分に扱われてこなかった領域において、ジェンダー主流化の実態と課題が検討され、制度設計やガバナンス構造における共通課題が浮き彫りにされた。さらに、年度後半には英国・スウェーデンおよびポーランドにおける現地調査を実施し、都市政策、環境政策、難民受入れ、社会統合といった分野における WPS の適用可能性について、政策担当者・研究者へのヒアリングを通じた実証的知見の収集を行った。これにより、WPS を「安全保障分野に限定された概念」から、「社会全体に横断的に関わる政策原理」として再定義する視点が提示された。

第三に、**外部有識者および多様な専門性を有する研究者の参画を通じて、情報の偏りを抑制する工夫がなされた**。

外部講師による基調報告や、研究会メンバー間の自由討論を通じて、単一の政策立場や価値観に収斂することなく、批判的・多角的な視点からの検証が行われた点は、本研究会の調査研究の質を高める要因となった。

以上の点から、本研究会における情報収集および調査研究は、事業テーマおよび企画趣旨に沿って、総じて的確かつ計画的に実施されたと評価できる。

②課題・反省点：今後に向けた改善の方向性

一方で、情報収集および調査研究の方法・体制については、いくつかの課題も明らかとなった。

第一に、**定量データや比較可能な指標の活用が限定的であった点である**。初年度は、制度分析や質的研究を重視した結果、各国の WPS 政策やジェンダー主流化の進捗を横断的に比較できる定量的データや評価指標の整理が十分とは言えなかった。この背景には、(a)WPS 分野における国際的に統一された評価指標が未成熟であること、(b)初年度において共通認識の形成を優先したことがある。次年度に向けては、既存の国際指標や政策評価枠組みを参照しつつ、日本外交に応用可能な評価視点の整理を進めることで、調査研究の客観性と比較可能性を高めていく必要がある。

第二に、**一次情報（現地実務者・当事者）への直接的アクセスが限定的であった点が挙げられる**。研究会では文献調査や既存研究に基づく分析が中心となり、紛争影響地域やグローバルサウスにおける現地実務者・女性団体等からの直接的な情報収集については、十分に実施できなかった。もっとも、年度末には英国・スウェーデンおよびポーランドにおける現地調査を実施し、政策担当者や研究者との意見交換を通じて一次情報の取得に一定の進展が見られた。これは、時間的・物理的制約に加え、初年度における研究体制整備を優先したことによるものである。次年度においては、オンライン形式の活用や国際ネットワークとの連携を通じ、現地の声をより直接的に反映する情報収集体制の構築が課題となる。

第三に、情報収集成果の整理・共有の形式化が十分でなかった点である。個別会合における議論は高度であった一方、それらを横断的に整理し、共通の分析枠組みとして蓄積する作業は途上段階にとどまった。次年度に向けては、調査研究の成果をテーマ別に整理し、研究会内外で共有可能な形で可視化することにより、研究の継続性と蓄積性を高める必要がある。
(機動的かつタイムリーな国内外への発信) ● 海外のシンクタンクの動向も参考に、広報責任者を設置する等の措置を講じて、訴求対象ごとに、発信のタイミング、形式、内容等を工夫し、戦略的な発信に意を用いているか。
① 成果面：戦略的な発信が行われた点 本事業では、海外主要シンクタンク（SIPRI、Georgetown WPS Institute 等）における発信実践を参照しつつ、研究成果を政策関係者・専門家・一般層へと段階的に届けることを念頭に、組織的かつ戦略的な情報発信体制を構築した。さらに、年度後半には、笹川平和財団と共催で、ジョージタウン大学 WPS 研究所エグゼクティブ・ディレクター及び研究員、北アイルランド和平プロセスに深く関わったベルファスト/グッドフライデー合意 交渉者・調印者やフィリピン政府和平パネル元委員長等、世界各国で和平交渉にて活躍される女性リーダーを招き、非公開ワークショップを開催した他、ワシントン DC に出向き、バービシア大使へのインタビューするなど、WPS をめぐる国際的議論の最前線における論点や政策課題について意見交換を行った。これにより、本事業の研究成果を国際的な政策・研究コミュニティとの対話の中で位置付けるとともに、日本の視点を国際的議論空間に接続する具体的な機会を創出した。 第一に、広報責任者を明確に位置づけた体制整備が行われた。本研究会のメンバーには、当法人において上席研究員兼広報戦略主幹を務める高畑洋平氏を加え、同氏が研究内容の理解を前提とした上で、発信の全体設計、媒体選択、言語運用、タイミング調整を統括した。これにより、研究と広報が分断されることなく、政策志向型研究にふさわしい一貫性のあるメッセージ発信が可能となった。 第二に、訴求対象を意識した複線的な発信手法を採用した点が挙げられる。具体的には、(a) 専門家・政策関係者向けには、研究会合メモ、論考、英文資料を中心としたウェブサイトでの蓄積型発信、(b) 一般層および海外読者向けには、要点を整理したニュースレター（e-letter）による定期的・能動的発信という二層構造をとった。この「ウェブサイト（受動的取得）＋ニュースレター（能動的到達）」の併用により、情報の見落としを防ぐと同時に、読者の関心や専門性に応じたアクセス経路を確保した。 第三に、発信の質を担保するための編集・翻訳プロセスを重視した。研究成果は、各分野における第一線の研究者が書き下ろしで執筆し、会合メモについても全メンバーによる内容確認を経た上で公開した。さらに、日本語で作成された成果については、英訳を同時に進め、ネイティブチェックを施すことで、英語圏の政策・研究コミュニティに対しても通用する内容とした。 第四に、発信規模と到達力の確保という点でも一定の成果を上げた。当法人のメールマガジンは、国内約 1 万人、海外約 1 万人、計約 2 万人の登録者を有しており、外交・国際問題に関心を持つ安定的な読者層に対して、本事業の成果を継続的に届けることができた。また、当法人ウェブサイトは一日平均約 1 万アクセスを有しており、その中で特設ページを通じた恒常的な露出を確保した。

以上のように、本事業では、誰に・何を・いつ・どの形式で届けるかを意識した戦略的な発信が、体制面・運用面の双方から実施されたと評価できる。

②課題・反省点：今後に向けた改善の方向性

一方で、戦略的発信の高度化という観点からは、以下の課題が明らかとなった。

第一に、**多言語展開の範囲に限界があった点である**。現行では日本語・英語の二言語での発信を基本としているが、本事業が扱うロシア語圏や中国を含む地域を踏まえれば、中国語やロシア語による要約・発信の可能性について、今後検討の余地がある。次年度においては、全面翻訳に限らず、政策的に重要な成果の要旨翻訳など、段階的な対応を検討したい。

第二に、**研究会メンバー個人による対外発信のばらつきが挙げられる**。個人の専門性や裁量を尊重する方針をとった結果、SNS や外部媒体での発信頻度には差が生じた。次年度においては、発信を義務化するのではなく、共通ハッシュタグや簡易ガイドラインの整備等を通じて、個人発信を後押しする環境整備が課題となる。

第三に、**SNS 等を活用した即時性・拡散性の強化が十分でなかった点である**。現状の発信は、ウェブサイトやニュースレターといった比較的フォーマルな媒体が中心であり、SNS を通じた短文・視覚的発信については改善の余地がある。今後は、研究成果の要点を簡潔に伝える形式を導入し、関心層の裾野拡大を図ることが望ましい。

- 補助事業者・研究者個人によるインターネット、SNS 等による広報やセミナー・シンポジウムの実施・参加等を通じ、日本の主張・視点の国際社会への発信が機動的・タイムリーかつ積極的なされたか。その結果として国際世論の形成に参画することができたか。
(※活動内容のみではなく、どのような発信が、どのように国際世論の形成への参画につながったかを総括的に記載すること。)

① 成果面：機動的・タイムリーな発信と国際世論形成への参画

本事業では、補助事業者および研究会メンバー個人による多様な発信手段を組み合わせることによって、日本の視点に基づく WPS およびフェミニスト外交に関する知見を、国際社会に対して機動的かつタイムリーに発信することを重視した。

第一に、**インターネットを通じた即応的な情報発信が挙げられる**。

研究会の各会合終了後、速やかに議論概要や論点整理をウェブサイト上に掲載し、国内外の研究者・政策関係者が短時間でアクセス可能な形で公開した。とりわけ、ウクライナ情勢や中東情勢など国際的関心が高い局面においては、WPS の観点からの分析を比較的早いタイミングで提示することで、**国際的議論の進行と並走する形で日本の視点を提示することができた**。

第二に、**研究者個人による対外発信を通じた議論空間への参画が行われた**。

研究会メンバーは、それぞれの専門分野に基づき、論考、解説、コメント等を通じて、WPS やフェミニスト外交をめぐる国際的論争点について発信を行った。これらは必ずしも単発の広報活動にとどまらず、**既存の国際的議論に対する補完・修正・批判的視点の提示として機能し、日本発の知的貢献を可視化する役割を果たした**。

第三に、**セミナー・研究会という対話型の場を通じた発信も、国際世論形成への参画に資するものであった**。

本事業で開催した研究会は、単なる情報共有の場ではなく、欧米主導の WPS やフェミニスト外交の枠組みに対し、日本およびアジア太平洋地域の経験や視点を持ち込む場として

設計された。特に、「ホワイト・フェミニズム」への批判的検討や、グローバルサウスとの協働の可能性といった論点は、国際的にも関心が高いテーマであり、日本が中間的・仲介的立場から問題提起を行う意義を示した。

第四に、海外の主要研究機関との直接的な対話を通じた発信を行った点も重要である。年度後半には、米国の有力研究機関である Georgetown WPS Institute との間でワークショップを実施し、WPS およびフェミニスト外交をめぐる国際的論点について意見交換を行った。この対話を通じて、日本の視点や問題意識を国際的な政策・研究コミュニティに提示するとともに、既存の議論との接続および相互補完の可能性を検討する機会を得た。

第五に、これらの発信を通じて、**国際世論形成への参画が一定程度達成された**と評価できる。

本事業の成果は、英語による発信を通じて、海外の研究者、国際機関関係者、シンクタンク関係者の目に触れる環境に置かれ、日本の立場や分析枠組みが国際的議論の一部として共有される基盤が形成された。国際世論形成を「世論を直接動かすこと」に限定せず、**専門家コミュニティにおける認識形成や論点設定への関与**と捉えるならば、本事業はその初期段階において確実な貢献を行うとともに、国際的議論との接続基盤を形成したといえる。

②課題・反省点：国際世論形成への参画を深化させるために一方で、国際世論形成への関与をさらに実質化する観点からは、いくつかの課題も明らかとなった。

第一に、**発信の即時性・可視性の面で改善の余地**がある。

研究成果の質は一定水準を確保できたものの、国際的な政策議論のスピードに完全に追随できたとは言い難い局面もあった。次年度においては、速報的な論点整理や短文コメントなど、より迅速な発信形式の導入が課題となる。

第二に、**SNS 等を通じた国際的拡散力の強化**が十分でなかった点が挙げられる。

現時点では、ウェブサイトやニュースレターといった比較的クローズドな専門的空間での発信が中心であり、国際世論のより広い層に波及させるための SNS 活用については、改善の余地がある。

第三に、**海外の議論形成主体との直接的接続**をさらに強化する必要がある。

英語での発信は行われたものの、海外シンクタンクや国際機関との共催セミナー、相互寄稿、意見交換の制度化といった形での関与は、今後の課題として残された。

次年度においては、こうした直接的な対話の場を拡充することで、日本の視点が国際的議論により深く組み込まれることが期待される。

- 補助事業者・研究者個人によるインターネット、SNS 等による広報やセミナー・シンポジウムの実施・参加等を通じ、国民の外交・安全保障に関する理解増進に取り組んだか。また、その反響があったか。

(※活動内容のみではなく、どのような活動がどう国民の理解を増進したのか、どのような反響があったかを総括的に記載すること。)

①成果面：国民の理解増進への具体的貢献と反響

本事業では、補助事業者および研究者個人によるインターネット発信、研究会・公開型企画等を通じて、**国民の外交・安全保障に関する理解、特に WPS（女性・平和・安全保障）やフェミニスト外交**といった比較的新しい政策概念への理解増進に取り組んだ。

第一に、**専門的議論を国民に開かれた形で提示する工夫**を行った点が挙げられる。WPS やフェ

ミニスト外交は、国連安保理決議や国際制度を背景とする高度に専門的な分野であり、一般の国民にとっては抽象的・分かりにくい概念になりがちである。本事業では、研究会での議論を整理した会合メモや解説的コメンタリーをウェブサイト上で公開することで、**専門的内容を噛み砕き、政策的含意が理解できる形で発信した**。これにより、外交・安全保障を従来の軍事・同盟中心の枠組みに限定せず、ジェンダー、ケア、人道、社会制度といった観点から再考する視座を提示し、**国民の外交理解の裾野を広げる効果**をもたらしたと評価できる。

第二に、**タイムリーな論点提示を通じた理解促進**が図られた。ウクライナ情勢や中東情勢など、国民的関心が高い国際問題に対し、WPSの視点から論点整理や問題提起を行うことで、「なぜジェンダーの視点が外交・安全保障に関係するのか」という問いに対する具体的な説明を提供した。これは、国民が日々接するニュース報道を、より立体的・批判的に理解するための補助線として機能したと考えられる。

第三に、**反響という点でも一定の成果が確認された**。本事業に関するウェブ記事や会合メモは、外交・国際問題に関心を有する読者層を中心に継続的に閲覧され、ニュースレター等を通じて定期的に情報が共有された。また、研究会内容に関して、研究者、学生、実務関係者等からの問い合わせや言及が見られ、本事業で提示した視点が、国内における議論や学習の素材として活用されていることがうかがえた。

これらを総合すると、本事業は、**国民が外交・安全保障問題を単なる対外政策としてではなく、社会や人間の問題として捉えるための理解基盤を形成する一助となった**と評価できる。

②課題・反省点：理解増進の裾野拡大に向けた改善点

他方で、国民理解のさらなる増進という観点からは、いくつかの課題も明らかとなった。

第一に、訴求対象が比較的関心層に限定されていた点である。

現行の発信は、外交・国際問題に一定の関心を有する読者層には届いている一方で、関心の低い層や若年層にまで十分に波及したとは言い難い。次年度においては、より平易な解説コンテンツやQ&A形式の発信など、入口部分の工夫が求められる。

第二に、国民的反響を定量的に把握する仕組みが十分でなかった点が挙げられる。

アクセス数や閲覧状況といった基礎的データは把握しているものの、「理解がどの程度深まったか」を可視化する仕組みは限定的であった。今後は、アンケート、コメント分析、参加者フィードバックの体系的収集などを通じて、反響の把握と分析を強化する必要がある。

第三に、双方向性の不足も課題として認識される。

ウェブ発信や会合メモは情報提供として有効であった一方、国民との対話的なやり取りの機会は限定的であった。次年度においては、公開セミナーやオンライン企画等を通じて、国民が直接参加し意見交換できる場を拡充することが望まれる。

(外国シンクタンク・有識者等との連携、ネットワークを通じた国際世論の醸成への貢献)

- 研究過程における外国シンクタンク・有識者等（在日の有識者、外交官、外国メディア関係者を含む）との定期的な討論や共同研究等を通じ、諸外国の視点や海外シンクタンク・有識者等のネットワークを取り入れた調査研究や、日本の立場や見解に関する外国シンクタンク・有識者等による理解の増進に取り組んでいるか。
(※ 活動内容のみではなく、外国シンクタンク・有識者との連携がどれほど、どのように深められたかを総括的に記載すること。)

(※調査研究事業については本項目の記載は任意。)

①
②
● G 7、安保理常任理事国以外の国のシンクタンクとの意見交換・セミナー実施を通じて、我が国の情勢認識及び外交施策に関する理解増進、並べに我が国にとり望ましい国際世論の醸成に取り組んでいるか。 (※調査研究事業については本項目の記載は任意。)
①
②
(2) 補助事業の実施体制及び実施方法
● 若手、女性、地方在住研究者を積極的に登用しているか。若手研究者の育成（英語による発信力の強化を含む。）に取り組んでいるか。
①成果面：多様な研究者の登用と若手育成の具体的成果 本事業では、研究テーマである WPS（女性・平和・安全保障）の理念に照らし、研究体制そのものにおいても多様性と包摂性を重視した運営を行った。 第一に、若手研究者および女性研究者の積極的な参画が挙げられる。研究会メンバーには、第一線で活躍するシニア研究者に加え、比較的キャリア初期から中堅層に位置する研究者を複数登用し、世代間の知見交流を意識的に促進した。また、女性研究者が単なる「参加者」にとどまらず、基調報告や討論の中核を担う立場で発言する機会を確保することで、意思決定・議論形成過程への実質的参画を重視した。 第二に、地方在住研究者の参画を可能にする運営上の工夫を行った点も成果として挙げられる。対面形式に限定せず、オンラインを併用したハイブリッド型の研究会運営を採用することで、首都圏以外に拠点を置く研究者も継続的に参加できる環境を整えた。これにより、地理的条件による研究参加の制約を一定程度緩和することができた。 第三に、若手研究者の育成、とりわけ英語による発信力の強化に向けた取組を行った。研究会での報告内容や論考は、日本語での議論を基礎としつつ、英語での発信を前提とした整理・翻訳を行い、若手研究者が自身の研究成果を国際的文脈で位置づけ直す機会を提供した。英語発信に際しては、単なる翻訳にとどまらず、内容や論理構成についてのフィードバックを行うことで、国際社会に向けた政策的メッセージの発信力向上を意識した育成を図った。これらの取組を通じて、本事業は、若手・女性・地方在住研究者が研究成果の創出および対外発信に主体的に関与する経験を積む場として機能したと評価できる。 ② 課題・反省点：次年度に向けた育成体制強化の必要性 一方で、若手研究者の育成および多様な研究者登用の観点からは、いくつかの課題も認識された。 第一に、若手研究者の人数および役割分担が十分とは言えなかった点である。 研究会全体としては多様性を意識した構成をとったものの、若手研究者が長期的・継続的に主導的役割を担う仕組みまでは十分に構築できなかった。次年度においては、若手研究者に明確な担当テーマや発信責任を付与するなど、育成を意識した役割設計が必要である。 第二に、英語による発信力強化が体系的プログラムとして確立されていなかった点が挙げられる。現行の取組は、個別の翻訳・発信支援に依存する部分が大きく、若手研究者全体の能力向上を体系的に図る仕組みには至っていない。今後は、英語による政策文書作成、短

文コメンタリー執筆、国際セミナーでの発表練習など、段階的な育成プロセスを組み込むことが課題である。

第三に、**地方在住研究者の参画を継続的・安定的に確保するための制度的工夫**も今後の検討課題である。オンライン活用により参加機会は拡大したものの、非公式な議論やネットワーキングの機会が限定されるという課題も残った。次年度においては、対面とオンラインを組み合わせた交流設計や、地方在住研究者が成果発信の中核を担える場の創出が望まれる。

- 複数の分科会や研究会がある場合、それらの間の有機的な連携が取れているか。単一の分科会・研究会のみの場合は、分散的な個人研究に留まらず、研究者間で連携して調査研究・対外発信が実施されているか。

①成果面：単一研究会としての統合的運営と連携の実績

本事業は単一の研究会で構成されているが、**分散的な個人研究にとどまらず、研究者間の有機的連携を意識した運営**を行った点に特徴がある。

第一に、**共通の理論的・政策的フレームの共有**を通じた連携が挙げられる。

本研究会では、「女性・平和・安全保障（WPS）」および「ジェンダー主流化」を横断的な分析軸として明確に設定し、各回の基調報告や討論が相互に接続されるよう議題設計を行った。環境、災害復興、イノベーション、軍事・安全保障、フェミニスト外交といった異なるテーマを扱いながらも、各報告はWPSという共通枠組みの下で相互参照され、議論が積み重ねられる構造となっていた。

第二に、**研究会内での相互コメント・討論**を通じた知見の統合が行われた。

各会合では、単発的な報告に終始するのではなく、主査・副統括・統括を中心に、他のメンバーが自身の専門分野の視点から積極的にコメントを行い、報告内容を相対化・深化させた。これにより、個々の研究成果が研究会全体の問題意識に回収され、共同的な知的蓄積として整理されるプロセスが確保された。

第三に、**対外発信における「研究会としての声」の形成**が図られた。

会合メモやウェブサイト掲載用コンテンツは、原則として研究会内で内容確認を行い、個人の見解にとどまらない形で発信した。これにより、対外的には、研究者個々人の意見の集合ではなく、本研究会としての分析視角や政策的示唆が提示される形となり、一定の統一性を持った情報発信が実現した。

以上の点から、本事業は、単一研究会でありながら、**研究者間の連携を基盤とした統合的な調査研究および対外発信を実施できた**と評価できる。

②課題・反省点：連携の「深化」と「可視化」に向けた改善の余地

一方で、研究者間連携のあり方については、今後に向けた課題も明らかとなった。

第一に、**共同執筆や共同研究成果の形でのアウトプットが限定的であった点**である。

研究会内では活発な討論と相互参照が行われたものの、その成果を複数研究者による共著論文や政策提言文書として体系的に結実させる段階には至っていない。次年度においては、特定テーマについて小規模な共同研究チームを編成し、共同成果物を意識的に創出することが課題である。

第二に、**研究者間の連携プロセスが必ずしも外部から可視的ではなかった点**も反省点として挙げられる。

実際には議論の積み重ねがあったものの、それがどのように次の会合や成果物に反映され

たのが、対外的に十分説明されていなかった。今後は、研究の進展過程や論点の深化を示す形で、研究会全体の「ストーリー」を意識した発信が求められる。

第三に、研究会横断的な総括・統合の場が限られていた点も課題である。

各回の会合は相互に関連付けられていたものの、初年度全体を貫く統合的レビューや、研究成果を俯瞰的に整理するセッションを十分に設けることはできなかった。次年度においては、中間総括や年度末総括の機会を設け、研究者間の連携をさらに深化させることが望まれる。

- 外務省等の関係部局とのコミュニケーションを構築し、政策立案上のニーズを把握し、それを踏まえて効果的にアウトプット・政策提言を行ったか。

① 成果面：政策ニーズを踏まえた研究設計とアウトプットの実施

本事業では、外務省をはじめとする関係部局との継続的なコミュニケーションを通じて、**政策立案上の関心や課題意識を把握し、それを踏まえた調査研究およびアウトプットの形成に努めた。**

第一に、研究テーマ設定の段階から政策的関心を意識した設計がなされた。

女性・平和・安全保障（WPS）をめぐっては、第三次行動計画の策定・実施、国際社会における日本の立ち位置の整理、保守的反発や国際的分断の中での政策継続性など、外務省側においても検討課題が多い分野である。本研究会では、こうした背景を踏まえ、単なる規範論にとどまらず、ジェンダー主流化の実装上の困難、評価指標の曖昧さ、組織文化の変革といった、**政策現場が直面する具体的課題を分析対象として設定した。**

第二に、研究成果を政策担当者が参照しやすい形で整理・発信した点が挙げられる。

会合メモや論考では、学術的議論の提示に加え、制度設計上の論点、他国事例から得られる示唆、日本外交にとっての含意を明示的に整理した。これにより、研究成果が抽象的な理論議論に終わらず、政策立案や施策検討の参考資料として活用可能な形で提示された。

第三に、外務省との検討会を実施し、研究成果を政策担当部局と共有し、意見交換を行った点も重要な成果である。初年度の研究成果について、論点整理および政策的含意を提示した上で、関係部署との間で具体的な意見交換を行うことにより、研究成果を政策側に還元する実質的な導線を確保した。このプロセスを通じて、研究成果が単なる知見の提示にとどまらず、政策検討の参照枠組みとして活用され得る形で提示された点は、本事業の政策志向性を具体的に示すものである。

以上の点から、本事業は、外務省等の関係部局とのコミュニケーションを通じて政策的ニーズを意識し、それを踏まえた調査研究およびアウトプットを一定程度実現したと評価できる。

② 課題・反省点：政策過程との接続強化に向けた改善点

一方で、政策ニーズの把握および提言の実効性という観点からは、いくつかの課題も認識される。

第一に、**政策担当部局とのコミュニケーションが主として年度後半に集中した点**である。研究初期段階において、政策側からのニーズをより体系的・定期的にフィードバックとして受け取る仕組みを十分に構築できたとは言い難い。次年度においては、研究開始段階や中

間段階での意見交換の機会を設け、研究設計と政策ニーズの擦り合わせをより継続的に行うことが課題である。

第二に、**政策提言の形式が必ずしも十分に明確化されていなかった点が挙げられる**。初年度は主として論考や会合メモを通じた知見の提供に重点を置いたが、政策担当者向けの簡潔なブリーフィングノートや提言ペーパーといった、意思決定過程に直結しやすいアウトプット形式については、十分な検討に至らなかった。次年度には、政策用途を明確に意識した成果物の作成が求められる。

第三に、**研究成果がどのように政策議論に反映されたかを可視化する点に課題が残った**。研究成果を共有する機会は確保したものの、それが具体的にどの政策検討にどの程度影響を与えたのかを定量的・定性的に示すことは容易ではなかった。今後は、政策担当者からのフィードバックを記録・整理し、研究成果の活用状況を把握する仕組みづくりが必要である。

- 補助事業者のホームページ上に、研究部門、研究者個人（研究実績、写真、連絡先等）の情報を充実させ、研究内容及び研究者の見える化に努めているか。

①成果面：研究内容・研究者情報の体系的可視化と国内外への発信

本事業では、補助事業者の公式ホームページ上に特設ページを設け、**研究テーマ、研究体制、研究成果を体系的に公開することで、研究内容および研究者の見える化に積極的に取り組んだ**。

第一に、**研究部門・研究テーマの明確化**である。

日本語版および英語版の特設ページにおいて、女性・平和・安全保障（WPS）を軸とする本研究会の目的、問題意識、研究の射程を明示し、本事業が単発の研究ではなく、政策志向型の継続的研究枠組みであることを可視化した。これにより、国内外の研究者、政策関係者、一般読者が、本事業の位置づけと意義を容易に理解できる構成となっている。

第二に、**研究成果の継続的公開による活動実績の可視化**である。

各回の研究会メモ、議論概要、関連論考をウェブ上で公開することにより、研究プロセスと成果を時系列で追える形とした。これにより、研究会内部の議論にとどまらず、第三者が研究内容を検証・参照できる透明性を確保している。

第三に、**研究者個人の存在が認識される構成**を採用している点が挙げられる。

研究会ページ上では、主査・参加研究者の氏名および専門性が明示され、どのようなバックグラウンドを持つ研究者が議論に参画しているかが把握可能となっている。特に英語版ページを整備したことにより、海外の研究者・国際機関関係者に対しても、日本のWPS研究コミュニティの人的基盤を示すことができた。

以上の点から、本事業は、研究内容および研究者の情報をホームページ上で整理・公開し、研究活動の可視化と透明性確保に一定の成果を上げたと評価できる。

②課題・反省点：研究者情報・利便性のさらなる充実に向けて

一方で、研究内容・研究者の見える化を一層強化する観点から、以下の課題も認識される。

第一に、**研究者個人に関する情報の深度が十分とは言えない点**である。現行ページでは、研究者の氏名や役割は確認できるものの、研究実績、専門分野、主要業績、連絡先等について

は、必ずしも一元的・体系的に整理されていない。次年度に向けては、研究者個別のプロフィールページや、研究テーマとの対応関係を明示するなど、研究者像をより立体的に示す工夫が求められる。 第二に、写真等を用いた人的可視性の向上が限定的である点が挙げられる。政策研究分野においては、研究内容のみならず「誰が発信している知見か」を明確にすることが、信頼性向上につながる。今後は、研究者写真や活動風景の掲載などを通じて、研究コミュニティの実在性・開放性をより強く打ち出す余地がある。 第三に、英語版ページにおける情報量・更新頻度の向上が課題である。英語版特設ページは整備されているものの、日本語版と比べると掲載情報や更新内容に差が生じやすい。次年度には、主要成果や研究者情報について日英両言語での同時・継続的更新を行い、国際的な研究ネットワークや政策関係者にとっての利便性を高める必要がある。
● 組織自体の外交・安全保障政策に関する政策提言能力及び国際発信力を強化し、国際的な議論の先導に努めているか。（※実施状況のほか、発信がどう国際世論の先導につながったかを記載すること。） （※総合事業及び調査研究事業については本項目の記載は任意。）
① ②
● グローバルに活躍する若手人材を含む多様なシンクタンク人材の発掘・育成に意を用い、これら人材の国際的な発進力強化に取り組んでいるか。 （※総合事業及び調査研究事業については本項目の記載は任意。）
① ②
（３）補助金の使用
● 補助金事業事務処理マニュアルに沿って事業が実施されているか。（※①補助金事業事務処理にマニュアルに従った経費処理がなされていない場合には、その事項について記載すること。②その原因、次年度の改善について記載すること。）
①当法人では、研究主幹が予算全体の配分・管理を行い、経理担当者が支出の適正性を判断し、理事長および総務主幹が実際の支出を承認する。当法人の会計顧問である公認会計士が、事務処理マニュアルに沿った執行の適正性を担保している。 ②
● 補助金の適正な執行・管理のために十分な体制がとられたか（管理者による予算全体の配分・管理、支出の適正性を判断する担当者と実際の支出を承認する担当者の区分等）。
①当法人は、予算全体の配分・管理、支出の適正性の判断、支出の承認の各担当者を区分することで、権限と役割を明確に分離する体制となっている。これに加え、会計顧問の公認会計士による外部からの確認も組み込まれており、法人内での相互チェックと外部専門家による確認という二重のチェック機能が働いている。このような体制により、補助金の適正な執行・管理に必要な措置が十分に講じられている。 ②

3-1 事業の実施状況・成果

※以下のカテゴリーに沿って、具体的な実施状況（日時、場所、参加者/参加人数、テーマ、調査、議論や対外発信の概要、成果等）について記載すること。（分量自由）

【調査研究事業】

- ① 基礎的情報収集・調査研究（外交に資する政策志向の研究とし、政策提言を含む。）
- ② 機動的かつタイムリーな国内外への発信（インターネット等による広報、公開セミナーの開催、若手研究者による国際的発信を含む）

1. 基礎的情報収集・調査研究

（1）研究会合の開催

本事業では、これまでに7回の研究会合を実施した。

① 第1回研究会合

- 日 時：2025年4月28日（月）
- 形 式：ZOOMによるオンライン会合
- 出席者：11名
- 議論の概要

高橋若菜主査より、研究会立ち上げにむけての挨拶と報告がなされ、次いで高畑洋平上席研究員より研究会の概要説明などが行われた。そして最後にメンバー間で本研究会の今後の進め方などについて、自由闊達な意見交換がなされた。

② 第2回研究会合

- 日 時：2025年6月16日（月）
- 形 式：ZOOMによるオンライン会合
- 出席者：31名

〔主 査〕	高橋 若菜	日本国際フォーラム上席研究員／宇都宮大学教授
〔副 査〕	廣瀬 陽子	日本国際フォーラム上席研究員／慶應義塾大学教授
〔メンバー〕	北村美和子	東北大学スタートアップ事業化センター特任准教授
	三牧 聖子	同志社大学准教授
〔事業統括〕	高畑 洋平	日本国際フォーラム上席研究員／慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員
〔事業副統括〕	伊藤和歌子	日本国際フォーラム研究主幹・常務理事
〔J F I R〕	渡辺 まゆ	日本国際フォーラム理事長・上席研究員
	池野 琴美	日本国際フォーラム研究助手
〔オブザーバー〕	外務省より 23 名	

- 高橋主査による基調報告「ジェンダー主流化への課題と展望 ―環境分野・スウェーデンの事例をもととして」

ジェンダー視点の主流化とは、あらゆる分野・レベルにおける取り組みが及ぼしうる女性と男性への異なる影響を精査するプロセスであり、究極的な目的はジェンダー平等の達成である。

先行研究を紐解くと、80年代にアメリカでエコフェミニズム運動を主導したイネストラ・キング氏は、家父長制において、女性と自然は支配権力によって「他者」とされるこ

とを示し、女性が家庭や子ども、地域社会を育み文化を再生することができると訴えた。また、インドの哲学者・環境活動家のヴァンダナ・シヴァ氏は、ダム建設のための森林伐採に反対しチプロ運動を起こした女性たちを観察し、非暴力思想や女性のもつ環境知識を学び、エコロジーとフェミニズムを一体化させた。

さらに、国立女性教育会館理事長の萩原なつ子氏は、環境問題の発見や行動は女性が多いのにもかかわらず、課題設定や政策提案にはなかなか至らないため、女性の発言や行動の認知だけではなく環境問題への対応の遅れにも繋がっていることを指摘した。

しかし、ジェンダー主流化において環境分野は比較的新しい分野であると私は捉えている。ジェンダー主流化の歴史的展開を見ると、国際的にジェンダー平等の制度化が比較的最早かつたのはEUである。1957年のローマ条約（同一労働同一賃金）、1997年のアムステルダム条約に基づき2006年EU指令は雇用と職業における男女平等を明確にした。特に企業が雇用に差別のない証明をする責任を負うとした点が革新的と言える。加えて2020年のEUジェンダー平等戦略は具体的な目標と行動計画を示した。

中でもスウェーデンは世界で最もジェンダー平等が進んでいる国のひとつであり、ここで、ジェンダー主流化の成功事例として紹介する。

スウェーデンは福祉国家の中の平等思想を唱えたオルフ・パルメ元首相の影響を大きく受け、1990年以降にジェンダー主流化を強化する政策としてクオータ制とフェミニスト外交を進めた。また、すべての政策にジェンダー影響評価を義務化し、公共部門と民間部門における男女平等目標を設定した他、学校から職場までのジェンダー平等教育を導入している。ウメオ市では、ジェンダー平等を考慮した都市計画が策定されている。

スウェーデンが先進的な取り組みを行う環境分野においてもジェンダー主流化の導入が促進されているが、ジェンダー平等が実際にどの程度普及しているのか、その実態を把握すべく、2019年に実地調査を行った。その概要は以下のとおりである。

第一に、都市ゴミ循環を支えるガバナンス構造のほとんどの場所でジェンダー平等が見受けられた。日本ではごみの分別は女性や高齢者の役割、政策決定者や施設運営はほぼ男性であるため、これは驚きの結果であった。

第二に、研究者のジェンダー平等環境と意識についてのインタビューを行ったところ、国から給与の8割が保障される480日の育児休業があり、子どものために離職を考えた研究者はいなかった。ルンド大学の施策では、研究や組織運営のスリム化、外部資金の獲得など多くの面でパフォーマンスが上がるのが大きな推進要因である。ナラティブによる社会認識が当たり前になっていることも実感した。大学機関の意思決定においては、すべての意思決定全体において男女のバランスが重視されていた。男女共同参画の効能に意識啓発や、意思決定における男女のバランスが今後の課題であると繰り返し指摘された。

ジェンダー平等と環境パフォーマンスには強い関連があり、女性の視点が環境政策を積極的・革新的にするエビデンスが多数存在する。例えば日本においても、主婦市民を中心に核実験反対の署名運動や石けん運動等、草の根活動を行うなど、女性が環境において重要な役割を果たした事例はたくさんある。一方、ジェンダー主流化の課題には、自治体レベルの実施のばらつき、透明性とプライバシーのバランス、保守的な勢力による反対といった逆行がある。理念だけではなく現実の行動と制度で支えられることが重要である。

さらにはデジタル化、交差性を含めた包括的平等アプローチ、国際的連携の強化を通して価値を広めていくことも求められる。

- 北村美和子メンバーによる基調報告「ジェンダーと災害・起業支援の交差点：包括的なイノベーション・エコシステムの構築に向けて」

本日の報告は、災害における不平等が顕在化しており、災害の復興に欠かせないイノベーション分野においてもジェンダー格差があるという課題意識から、災害・復興・イノベーション領域におけるジェンダー課題を可視化し、包括的な支援・政策モデルを提案する目的で行う。

まずは、東日本大震災と能登半島地震の事例について紹介する。

東日本大震災では、女性企業家による挑戦があった。女性たちは、仮設住宅や被災地域における生活再建の過程で地域のニーズに根ざしたビジネスを創出し、地域コミュニティの再生とケア労働を可視化した。こうした災害復興の制度支援とネットワーク構築にあたっては、企業への長期的な支援が不可欠である。また、災害とジェンダーにおいて、避難所運営と制度に潜むジェンダーの壁も多くある。避難所における性被害とプライバシーの欠如や、世帯主義により母子家庭等が制度の“谷間”に取り残されるといった課題はメディアでも指摘されていたが、能登半島地震でも同様の問題が起きた。能登地震で発生した医療的ケア児とシングルマザーの孤立を受けて、私は個別避難計画の策定に取り組んでいる。個別避難計画とは、災害時に周りからのサポートが必要な方のための計画だが、作成にはかなりの労力を要することが明らかになった。どこまで周りの人に情報を共有するのか、それが本当に災害時に活かされるのかということを考えながら作っていききたい。

以上の事例から、災害とジェンダー、イノベーションとジェンダーには「制度が想定する主体」が男性であることから、女性の声が届きにくいという共通の課題がある。それを顧みて多様な視点を取り込む制度設計が必要なのではないかと考える。

次に、世界のジェンダーとイノベーションの現状について概観する。

世界における女性創業者の割合は 18.6%と低い。これは教育や能力の問題ではなく制度、文化、ネットワークのアクセス不均等に起因する。女性による VC（ベンチャーキャピタル）支出は 2.3%、つまり資金配分を行う側が圧倒的に男性で構成されており、起業家側の多様性が反映されづらい構造がある。世界銀行の「We-Fi (women Entrepreneurs Finance Initiative)」をはじめ女性起業家支援は増加中だが、地域間格差が顕著である。上場企業における女性 CEO 比率は世界的に見ても 1 桁台と少なく、ベンチャーキャピタルの大半が男性である。EU 諸国では役員比率を制度化する動きが広がっており、ESG 投資の観念からも多様性指標が企業評価において重視されつつある。日本も構造の見直しによる転換が求められている。

グローバル・サウスにおける取り組みを見てみると、例えばナイジェリアを拠点とする She Leeds Africa (SLA) は、2014 年から 1 万 5 千人以上の女性起業家を支援してきた。グローバル・サウスでは地域の文脈により合った柔軟な支援が鍵となっていると思われる。また、シンガポール発のインパクト投資ファンド Orange Bond Initiative は、女性少女など社会的に排除されがちな層に経済的機会を創出する新たな国際的枠組みを構築している。このように、投資判断にジェンダーの視点を組み込むジェンダーレンズ投資という手法は、単なる女性支援ではなく、経済社会そのものを変える仕組みをもつと言われており、被災地における女性起業家へのマイクロファイナンスやジェンダーに配慮した復興支援インフラへの投資へも応用できる可能性がある。日本やアジア地域での災害復興支援にも導入することで、経済的自立やレジリエンスの両立が可能になると考えられる。

一方、日本の現状に目を転じると、研究者や技術者として活動する女性を示す STEM 女性比率はわずか 16%で、イノベーションの多様性を損なう大きな要因でもある。日本では

制度と文化両方の側面からイノベーションにおける構造の壁が存在しており、今こそ再構築が必要であろう。

日本の上場企業全体におけるジェンダーダイバーシティの状況をみると、スタートアップ支援は国策として加速しているが、支援の枠組みが男性の起業家を前提とした構造のままであった場合、今後ジェンダー不平等が拡大・温存されてしまうリスクにつながる。

これは社会正義等だけではなく経済合理性の問題でもある。支援側、投資家、教育機関などスタートアップ・エコシステム全体が介入する必要があるのではないかな。

外部資金を得てスケールする過程にも大きな格差がある。女性は起業時に3割以上の比率で独立しているのにも関わらず、外部資金を得て事業を拡大する段階で割合が1%から2%まで急減するデータがある。この状況を是正するためにも資金配分の在り方そのものにジェンダー的視点を導入する必要がある。

また、女性起業家が語る「見えない壁」も存在する。共通する構造課題にはロールモデルの不在や質問・評価の内容に現れる無意識バイアス、情報・人脈ネットワークからの排除が挙げられる。

③ 第3回研究会合

- 日時：2025年10月6日（月）

- 形式：ZOOM によるオンライン会合

- 出席者：20名

〔主 査〕	高橋 若菜	日本国際フォーラム上席研究員／宇都宮大学教授
〔副 査〕	廣瀬 陽子	日本国際フォーラム上席研究員／慶應義塾大学教授
〔事業統括〕	高畑 洋平	日本国際フォーラム上席研究員／慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員
〔事業副統括〕	伊藤和歌子	日本国際フォーラム研究主幹・常務理事
〔メンバー〕	上野 友也	岐阜大学准教授（基調報告）
	甲斐田きよみ	文京学院大学准教授（基調報告）
	北村美和子	東北大学スタートアップ事業化センター特任准教授
	三牧 聖子	同志社大学准教授
〔オブザーバー〕	外務省より12名	

- 上野メンバーの報告「国連安全保障理事会における歴史的経緯と現在の展開」

1990年代の色々な地域における武力戦争での人権侵害の問題は、女性が被害を受けるだけでなく、紛争解決プロセスから女性が排除されていることであった。ボスニア内戦（1991-1995年）の Dayton 合意では、女性は被害を受けたにも関わらず、補償や性暴力加害者の訴追に関する合意のプロセスに含まれなかった。以降、第4回世界女性会議（1995年）や国連特別総会の「女性2000年会議」では、女性に対する暴力の訴追を評価し、紛争解決プロセスにおける女性の政治参加を促す動きがあった。国連安保理決議1325（2000年）の採択により、最初是人権問題として認識されていた女性の保護と政治参画が、安全保障の問題として議論される。採択の過程では、2000年10月に「女性・平和・安全保障」公開会合が当時の安保理議長国のナミビアで開かれ、UNIFEM と国際 NGO が決議文を草案し、決議が全会一致で採択された。決議1325の2本柱は、武力紛争におけるジェンダー暴力からの女性の保護と紛争解決プロセスにおける女性の参画である。

一方、決議1325の課題は、強制力のある包括的な手段は示していない点だ。履行に

向けた制度や措置は徐々に確立していく。武力紛争における女性の保護について、性暴力を人権上のみならず安全保障上の問題とし、国連平和維持活動（PKO）の任務では女性の保護が訓練されている。また、性暴力の加害者に対する制裁の発動、被害者に対する訴追の支援が推進されている。紛争解決プロセスにおける女性の参画については、決議 1325 の第 1 項に紛争の予防、管理及び解決のために女性の参画を拡大する理念を掲げている。

WPS 理念の履行においては、UNWOMAN が「WPS：国レベルの履行に関するガイドライン」を出しており、行動計画上の要素を項目別に調査したものとすると、参画、予防、保護、救助・回復の 4 項目が重視されている。ガイドラインは、例えば、以下のような具体策を行動計画に盛り込むことを推奨している。

- a. 権利の保障：法的、身体的保護のための制度の確立。土地や財産が武力紛争後に曖昧にされてしまう問題や女性に財産を持つ権力を与えないことへの対策。
- b. 予防：女性が予防に貢献するため女性の声を聞く。
- c. 参加と代表：紛争解決交渉や和平合意に女性を積極的に参画させる。選挙の過程に女性の代表を含む。
- d. 救助・回復：平和の配当におけるジェンダー平等。「武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）」プログラムにおける女性戦闘員などの効果的な包摂。

日本の WPS の履行に注目すると、日本の行動計画は第 1 次（2015-2018 年）から第 3 次（2023-2028 年）まで出ている。第 3 次の行動計画の 4 本柱は、女性の参加とジェンダー主流化の促進、性的・ジェンダー暴力への対応と予防、災害リスク削減・災害対応・気候変動における女性の参加、日本国内における WPS の措置である。それぞれに「基本政策」、「行動」、「指標」、「所管部局」の構成がある。基本政策においては日本によるこれまでの支援や施策の言及がほとんどなく、第 2 次行動計画の成果と第 3 次行動計画に向けた政策目標とのつながりが弱い。行動では、活動内容が分かるが、主体が曖昧で「日本」という言葉もなく、所管部局が不明確である。行動と指標の関係も不明確であるため、誰が何をどれほどやるのかを明確にするべきだ。

比較例としてフィンランドの行動計画を見ると、冒頭は「フィンランドが」今まで行ってきた施策を述べ、構造計画では所管や NGO といった行動の主体が明記されている。日本では、第 3 次行動計画より第 2 次行動計画の方がより完成度が高いと言える。冒頭では日本の今までのイニシアチブが具体的に書かれていたが、第 3 次では削除されている。第 2 次目標と行動、所管は表にまとめられており、関係が明確・具体的であったが、第 3 次では簡素化されたため、関係性が不明瞭になっているのではないかな。

以上をまとめると、日本の WPS 行動計画では、これまでの日本の WPS 支援や措置について触れながら、今後の方向性を示した方が良いのではないかな。第 3 次行動計画より第 2 次行動計画の方が丁寧に日本の立場が表明されており、特に日本が推進する「人間の安全保障」という表現が第 3 次行動計画からは削除されている点に疑念を抱く。さらに、日本が主体の WPS 支援や措置であれば、それを強調し、具体的な指標や所管部局を明確にするべき。この点においても第 2 次計画の方が明確である。そして「女性・平和・安全保障（WPS）」の安全保障は「人間の安全保障」とどのような関係にあるのかを整理する必要がある。また、第 3 次計画に書かれていない点では、災害難民や気候難民への対応、女性の人身売買に対する日本の対外支援、紛争におけるセクシャル・マイノリティを WPS の枠内に含むのかどうか、感染症やパンデミックにおける女性特有の被害、といった内容を第 4 次行動計画に向けて吟味するべきである。

- 甲斐田メンバーの報告「ジェンダーに基づく暴力：ナイジェリアの事例」

ナイジェリアはアフリカで最も人口が多く、多民族国家であり、3 大民族を合わせても約半数で、250 以上の民族が存在する。宗教は北部にイスラーム、南部にキリスト教を信仰する人が多い。アフリカの経済・資源大国であるが、貧富の格差や南北間の地域格差も大きい。私は JICA の専門家として長くナイジェリアに関わり、首都のアブジャに在住しながら北部のカノ州でのプロジェクトを実施してきた。今回は、研究調査を進めているカノ州、南西部のオグン州、イスラーム過激派組織「ボコ・ハラム」の影響が大きいとされる北東部について触れる。

私が携わってきた JICA 技術協力プロジェクト「女性の生活向上のための女性センター活性化支援」は、フェーズ 1 (2007-2010 年)、フェーズ 2 (2011-2015 年) に分かれる。女性センターとは、女性が識字、洋裁などの収入を得るためのスキルを無料で学ぶ場であり、1980 年代後半から連邦政府のプログラムとしてナイジェリア全土に設立されたが、地方行政区が管理するようになったため予算不足で荒廃した施設も多い。ナイジェリアの政治は連邦政府、36 の独立した州政府、地方行政区 (LGA) の 3 層になっている。プロジェクトでは、女性が外出することが難しい地域背景も踏まえ、女性がセンターに通うため、夫やコミュニティの指導者など男性への啓発活動を重視していた。

北西部カノ州では、多くがハウサ人でイスラーム信仰し、シャリーアが州法に適用されているため、イスラームの戒律を厳しく実践している。女性は外出時にヒジャブを着用し、既婚女性は隔離を実施しているため、農業や屋外の活動には従事していない。夫が衣食住を賄い、妻は夫に従うという強いジェンダー規範がある。夫が渡す食材・食費で足りない場合は妻が補填しようとするが、女性の経済活動は家の中限られるため十分な収入を得ることは難しい。また材料の調達や製品の販売は子供を経由して行う。夫妻で財は別管理するため、女性は収入を自分で管理できる。離婚は可能だが、シングルでいることが蔑視の対象になり、男性が家にいないと暴力の対象になる危険があるため、すぐに再婚する傾向がある。女性は離婚されないように努めるため、女性の経済力が向上しても世帯内での地位は低いままである。

ナイジェリア北部の女性の状況は、ナイジェリアの人口保健調査 (NDHS) によると、1990 年頃から現在までほとんど変化していない。初婚年齢は 15 歳頃、18 歳頃から約 2 年半ごとに出産を繰り返し、7 人程度出産し、公的な学校教育を受けていない女性は半数以上に上る。

南西部のオグン州では、多くがヨルバ人でキリスト教を信仰し、一夫多妻が広く実践されている。夫妻とも農業に従事するが、別々の畑で働く。近年、気候変動の影響で降雨パターンが変わり不作になっているが、特に農業への投入が難しい女性農家には打撃になっている。夫妻で財を別管理し、夫が衣食住を提供し、妻が家事・育児を担うジェンダー規範があるが、実際には妻が食費や教育費の不足分を負担する。女性が家計負担をすると、夫が世帯への支出をしなくなるが、妻は夫からの暴力や、夫が他の女性へ散財する可能性があるため主張できない。したがって、女性の経済力が向上するほど男性が貢献しなくなる状況がある。離婚はネガティブに捉えられるため減多になく、妻は夫と良好な関係を保とうとするため夫に反論しづらく、経済力が向上しても世帯内の地位は低いままである。近年、盗賊による襲撃があるためコミュニティでは治安の確保が大きな課題になっており、男性による自警団もあるため家に男性がいないとコミュニティでの地位も低くなる。

ナイジェリアの治安の悪さは、2014 年のチボク女子学生拉致事件を機に世界中に報道された。北東部ボルノ州にある公立女子中等学校が武力勢力に襲撃され、寄宿舎にいた女子学生 276 人が拉致された。2010 年頃からボコ・ハラムによる住民襲撃・拉致事件が起きていたが、この事件を機に注目が集まった結果、ナイジェリアの地方武装集団から、西洋世界に対抗するイスラーム聖戦と活動が正当化されていく。

ボコ・ハラムは「西洋式教育は罪」という意味で、ナイジェリア北東部で活動するイスラーム原理主義団体の俗称である。組織は 2002 年にムハンマド・ユスフがボルノ州で立ち上げた。1990 年代後半からナイジェリア北部ではシャリーアの全面導入を求める世論が高まっており、ユスフはシャリーアの実施を監視する「ヒスバ委員会（宗教警察）」の委員だった。ユスフはより厳格なシャリーアの実施を求め、近代国家・教育システムを否定し、若者の支持を背景に北部の政治家を応援し、見返りを求める関係続けた。2009 年にナイジェリアの治安部隊がユスフを殺害したことをきっかけに組織は過激化し、翌年アブバカル・シェカウが新指導者になって以降、自爆攻撃や軍事拠点への攻撃が多発。2013 年には国連・米国がボコ・ハラムをテロ組織に認定する。2015 年には「イスラーム国西アフリカ州（ISWAP）」として IS に忠誠宣言を表明。拉致・洗脳された少女たちによる自爆テロも急増し、2019 年は未成年含む女性自爆犯による攻撃が 90 件を超えた。近年も活動が活発化し、多数の内部避難民（IDP）キャンプが存在している。

女性・少女による自爆テロは 2014 年に中年女性がゴンベ州のナイジェリア軍基地を攻撃したのが最初で、2018 年までの間に未成年の少女を含む 240 件の自爆テロ、469 人の自爆に使われた女性・少女、1200 人を超える死者が出ている。北部ナイジェリアでは学校の襲撃・拉致事件がボコ・ハラムの活動地域内外で続いており、2018 年のヨベ州で起きた女子中等学校襲撃事件では、州政府が多額の身代金を払ったとする報道がある。被害は少女のみならず、2020 年にはカティナ州の公立化学中等学校の男子寄宿舎が襲われ、344 人の男子学生が拉致された。

ボコ・ハラムによらないと推定される犯行も起きている。近年は北西部において盗賊・武装集団が夜間に村を襲撃する事件が起き、隣国に逃れる避難民が増加している。学校や保健施設が閉鎖されるなど地域のインフラも破壊されている。2011 年頃から増加した盗賊行為は 2015 年頃に組織化され頻発。その多くは宗教・政治的イデオロギーをもたず、金銭目的で拉致する身代金ビジネスになっている。

ボコ・ハラムによって引き起こされたジェンダーに基づく暴力は、4 つに分類される。1 つ目は拉致と性暴力である。少女が学校から連れ去られ強制的に結婚・出産させられたり性奴隷化されたりしている。このように女性を支配することにより、コミュニティを屈服させるという戦略である。2 つ目は女子教育の衰退である。ボコ・ハラムは西洋教育を否定するが、特に女子教育を敵視する。度重なる学校襲撃により親が娘を学校に通わせなくなる。これは女子に教育を与えることが社会変革に繋がるという恐れが根底にあると考えられる。3 つ目は女性の戦闘員化である。拉致された少女の一部は洗脳され、自爆テロの実行犯やスパイ、勧誘員として戦闘員化している。「宗教的殉教」「神の意志」と教え込まれ、死ぬことを善と刷り込まれる。このため、被害者でありながら加害者の役割を担わされてしまう。4 つ目に帰還後のスティグマである。解放された女性が「テロリストの妻」「汚れた女」とみなされ、コミュニティから拒絶されることがある。こうして社会的孤立と精神的トラウマの二重の被害にあう。このように、女性・少女であることを理由に被る被害や差別、暴力が、単なる個別の事例ではなく、武力紛争

と連動して「構造的」に引き起こされている。その結果、社会全体に深刻なジェンダー不平等や暴力構造が固定化・拡大する懸念がある。

WPS 原則とジェンダーに基づく対応策として以下が挙げられる。

- a. 予防 (Prevention) : 女子学校の安全確保や地域、男性への意識改革
- b. 保護 (Protection) : 性暴力サバイバー支援、強制結婚や兵役から帰還した女性の社会的再統合、シングル女性への安全保障
- c. 参加 (Participation) : 女性をコミュニティ調停や平和委員に登用、避難民キャンプ内でのリーダーシップ育成、州行動計画での女性の役割強化
- d. 復興 (Relief & Recovery) : 女性の経済的自立支援、教育支援、女性の役割の再定義

ナイジェリアの WPS 国家行動計画 (NAP) は、第 1 次が 2013 年に連邦女性課題省の主導で作られ、主にボコ・ハラムの被害地域を対象に、ジェンダーに配慮した平和構築と安全保障の実現を掲げた。第 2 次は 2017 年に UN Women や英国政府の支援を受け、地域ごとのアプローチや、被害女性や元戦闘員の社会統合支援が加えられた。残された課題としては、プログラムの持続可能性や、障がい者の包摂不足、モニタリングと評価体制の弱さ、地域ごとの実施・協力のばらつき等がある。

ナイジェリアの WPS 実施への日本の支援としては、2024 年の上川外務大臣の訪問、UN Women, UNICEF, UNDP 幹部との意見交換、UNDP と連携した女性の平和構築参加支援などが挙げられる。食料安全保障や感染症へは具体的な支援金額が提示されているが、WPS に関して支援額の提示はない。

ジェンダーに基づく暴力を減らすためには、単なる治安対策ではなく、社会構造・文化・教育・経済のすべてに働きかける包括的なアプローチが必要である。WPS はその枠組みを提供しているが、地域社会の理解と参加、持続可能な制度設計、国際的支援の連携が不可欠である。

その他の議論の詳細については、以下の会合メモを参照。

https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/12314/

④ 第 4 回研究会合

- 日 時 : 2025 年 10 月 16 日 (木)

- 形 式 : ZOOM によるオンライン会合

- 出席者 : 23 名

[主 査]	高橋 若菜	日本国際フォーラム上席研究員／宇都宮大学教授
[副 査]	廣瀬 陽子	日本国際フォーラム上席研究員／慶應義塾大学教授
[事業統括]	高畑 洋平	日本国際フォーラム上席研究員／慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員
[事業副統括]	伊藤和歌子	日本国際フォーラム研究主幹・常務理事
[メンバー]	甲斐田きよみ	文京学院大学准教授
	北村美和子	東北大学スタートアップ事業化センター特任准教授
	三牧 聖子	同志社大学准教授
[J F I R]	池野 琴美	研究助手
[オブザーバー]	外務省より 15 名	

- 廣瀬副査の報告「ロシアのウクライナ侵攻と LGBT 問題 南コーカサス・ロシア・ウク

ライナを事例に」

近年、LGBT 問題と WPS を連関させて捉える潮流が国際社会で主流化しており、戦争や紛争下での性的マイノリティの脆弱性が注目されている。ロシアのウクライナ侵攻は、戦争の信仰の中で「領土」をめぐる軍事衝突である面が目立っているが、「価値」をめぐる戦争としての性格もかなり強い。ロシアの伝統主義的ナショナリズムは LGBT を「墮落の象徴」とみなし、西側が掲げる自由主義・人権・多様性と鋭く対立する構造を形成している。他方、ウクライナやジョージア、モルドヴァは EU 加盟申請を通じて西側への接近を深めており、EU では LGBT 保護が「欧州基準 (European standards)」の一部と位置づけられている。

プーチン体制は、「カラー革命」への恐怖とリベラル価値への警戒をロシア正教とロシアの伝統的価値に結びつけ、「価値の戦争」「文明の主権」というイデオロギーを構築した。旧ソ連地域では、LGBT・WPS 双方の水準が低い国が多く、LGBT に対する攻撃が深刻な問題となっていた。また、LGBT という枠組みを超え、相手の尊厳を貶めたり、自らのストレス発散のために、刑務所や軍隊での男性に対する性暴力が横行していることも深刻な問題として長年認識されてきた。特に戦時下では捕虜男性や虐殺進行中での一般男性に対する性加害も確認され、性暴力は「女性＝被害者／男性＝加害者」という固定的図式では説明できない実態がある。

ロシア国内では、宗教と結びついた反 LGBT 政策が急進化している。2013 年の「未成年保護法」による LGBT 表現規制を起点に、2022 年以降はトランスジェンダー表現の禁止、2023 年の法的性別変更の全面禁止など、制度的抑圧が一層強化された。ロシア正教のキリル総主教は戦争の一因をウクライナの LGBT 政策に求め、戦争を「反リベラル価値の闘争」として正当化した。宗教界内部には反戦の声もあったが、弾圧により宗教界の分断が深刻になっている。

ロシアの LGBT 政策は政治動員の機能を持ち、LGBT を「欧米の墮落の象徴」と位置づけることで、国内統合と国家イデオロギーの形成手段として利用している。ILGA-Europe の 2025 年評価でロシアは 2% と欧州最下位となったが、反 LGBT 政策、同性婚制度の不存在、表現・集会の規制、国家主導のヘイトスピーチがその主要因とされる。他方、LGBT 基準を EU 加盟判断にどこまで一貫して適用するかについては、政治的恣意性の問題が残る。

ウクライナは ILGA-Europe 評価こそ 18.76% と低いものの、社会的寛容性は戦争を経て向上し、女性兵士の前線参加など「性差の縮小」が進んでいる。ただし女性用軍服がほぼ自己調達とされているなど制度面の課題は残る。ウクライナは戦後復興計画と EU 加盟条件に LGBT 人権保護を位置づけた。徴兵対象人口の減少は今後の重要課題である。

南コーカサス 3 国 (ジョージア、アルメニア、アゼルバイジャン) は宗教・家族主義・伝統の影響が強く、社会的寛容性が低い。ILGA-Europe 指標や女性労働参加、DV 対策、ジェンダー統計等で各国とも課題が多い。ジョージアは憲法でアトランティック統合を掲げ、欧州型制度導入を進めてきた一方、現在の与党・ジョージアの夢は、反欧米姿勢を強め、加盟候補国となっている EU の加盟プロセスも 2028 年まで凍結することを発表し、ロシア的な法律を多数発効させる中、反 LGBT 法も強化するなど、その政治利用が目立つ。アルメニアは制度改革の進展はあるが宗教界の抵抗が強い。アゼルバイジャンは宗教のバックグラウンドがイスラーム強ということもあり、評価が極めて低く、女性国会議長の就任など象徴的な進展があるものの、実質的権限は限定的とされる。

WPS の観点からみると、ウクライナは NAP (国家行動計画) を整備し、紛争関連性暴

力対策や避難女性支援が進む一方、ロシアには WPS 制度が存在せず、旧ソ連諸国では予算不足や地域格差が共通課題である。

報告の結論として、LGBT 問題は単なる人権問題・社会運動にとどまらず、「地政学的資源」「政治的動員装置」として性格を大きく変えつつある。ロシアの反 LGBT 政策は権威主義体制の「統治技術」であり、ウクライナの包括的政策は民主主義の「再定義」として位置づけられる。南コーカサスは両者の価値観が衝突する「価値断層地帯」となっており、今後は性的マイノリティ・女性・少数民族などを包摂する「包摂的安全保障 (Inclusive Security)」の構築が鍵となる。包摂的安全保障は、LGBT や WPS などを根源的に解決しうる一つの可能性を秘めたものとして、今後の検討強化の必要性を問いたい。

その他の議論の詳細については、以下の会合メモを参照。

https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/12350/

⑤ 第 5 回研究会合

- 日 時：2025 年 11 月 12 日（金）午後 4 時～午後 5 時
- 形 式：ZOOM によるオンライン会合
- 出席者：26 名

[外部講師]	和田 賢治	武蔵野学院大学教授
[主 査]	高橋 若菜	日本国際フォーラム上席研究員／宇都宮大学教授
[事業統括]	高畑 洋平	日本国際フォーラム上席研究員／慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員
[事業副統括]	伊藤和歌子	日本国際フォーラム研究主幹・常務理事
[メンバー]	北村美和子	東北大学スタートアップ事業化センター特任准教授
[オブザーバー]	外務省より 21 名	

- 和田賢治・武蔵野学院大学教授の報告「女性・平和・安全保障におけるジェンダー主流化の課題」

1) ジェンダー主流化とは何か

ジェンダーとは「女性」の代替語ではなく、社会的・文化的に構築された女性性・男性性を軸とする権力構造を指す。政策形成の場では長らく「男性的価値」（理性、自立、合理性）が基準とされ、「女性的価値」（感情、ケア、依存）は劣位に置かれてきた。WPS におけるジェンダー主流化とは、政策のあらゆる段階でこの権力構造を可視化し、制度変革につなげるための包括的戦略である。

2) 女性の固定的イメージと実態の乖離

1990 年代以降、国連を中心に女性の可視化は進んだものの、依然として女性は「被害者」や「平和の担い手 (peacemaker)」として描かれがちである。しかし現実には、武装勢力に参加した女性や、紛争後に積極的に政治的主張を行った女性など多様な主体が存在する。DDR（武装解除・動員解除・社会復帰）をはじめ制度設計にも女性が参加しづらい構造が残り、単一的な「女性像」の押し付けが問題である。

3) 保守政権における WPS：カナダの事例

カナダの保守党政権（2006-15）では、「ジェンダー」という語を避けつつも、家族重視の価値観を背景に、母子保健や教育などに特化した Signature Projects を実施し、費用対効果・成果指標を重視した。さらに、反 LGBTQ 政策をとる国々を批判し難民受け入れを

表明するなど、野党時代とは異なる「LGBTQ フレンドリー」な外交も展開された。ただし、この流れには①「性的寛容さ」を文明的優越と位置づける Homonationalism、②国家イメージ向上のための Pinkwashing といった批判も存在する。

4) ジェンダー主流化の困難

組織文化の変革を伴わない「Add women and stir (女性を足せばよい)」では、真の変化は生まれない。軍組織に典型的に見られる Militarized Masculinity (軍事化された男性性) は、女性兵士の昇進阻害や性暴力・搾取の温床となる。また、シンシア・エンローが指摘するようにジェンダーは「安全な概念」ではなく、「男性性」の側の権力構造を問い直すことが不可欠である。WPS が「女性のために戦争を安全にする」(Shepherd, 2016) 方向へ傾く危険性を踏まえ、戦争を前提としない平和構築の重要性が重要である。

その他の議論の詳細については、以下の会合メモを参照。

https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/12438/

⑥ 第6回研究会合

- 日時：11月17日(水) 午前11時～正午
- 形式：ZOOM によるオンライン会合
- 出席者：27名

[報告者]	三牧 聖子	同志社大学教授／本研究会メンバー
[主査]	高橋 若菜	日本国際フォーラム上席研究員／宇都宮大学教授
[副査]	廣瀬 陽子	日本国際フォーラム上席研究員／慶應義塾大学教授
[事業統括]	高畑 洋平	日本国際フォーラム上席研究員／慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員
[事業副統括]	伊藤和歌子	日本国際フォーラム研究主幹・常務理事
[メンバー]	甲斐田きよみ	文京学院大学准教授
	上野 友也	岐阜大学准教授
[J F I R]	渡辺 まゆ	理事長
	大槻 歩未	研究助手
[オブザーバー]	外務省より18名	

- 三牧メンバーの報告『『ホワイト・フェミニズム』を超えて：『フェミニスト外交』の批判的検討』

フェミニスト外交 (Feminist Foreign Policy: FFP) は、2014年にスウェーデンのマーゴット・ヴァルストローム外相によって初めて明確に掲げられた政策理念である。外交のあらゆる領域でジェンダー平等を推進することを目的とし、ヴァルストロームは自身が国連事務総長特別代表 (2010～2012) として紛争下の性的暴力問題に取り組んだ経験を踏まえ、女性や少女のニーズが国際援助で軽視されてきた現実への危機意識を明示した。その上で、FFPの基軸として「権利 (Rights)」「代表 (Representation)」「資源 (Resources)」のいわゆる 3R を提示し、①女性・マイノリティの権利保護、②意思決定過程への参画、③政策資源の公正な配分を外交の組織原理として位置づけた。

しかし、この理念は必ずしも一貫して実践されてきたわけではない。象徴的なのが、スウェーデンによるサウジアラビアへの武器輸出である。ヴァルストロームが同国の人権状況を批判し輸出停止を表明したにもかかわらず、実際には取引が継続されたことは、FFPと現実政治の乖離を如実に示した。また2022年には新政権が「フェミニスト外交」とい

う名称そのものが誤解を招くとして使用を中止し、人権団体からは後退を懸念する声も上がった。FFP は導入からわずか 10 年足らずの間に、政治的環境や保守的反発の影響を強く受ける不安定な政策枠組みであることが明らかになった。

一方、FFP の歴史を振り返る際には、欧米が果たして理念どおりの旗振り役だったのかという根本的問いも避けられない。アメリカでは長年、女性の権利や解放の言説が軍事介入の正当化に利用されてきた。2001 年の同時多発テロ後、キャロライン・マロニー下院議員はブルカをまとい「声をあげられないアフガン女性を解放すべきだ」と主張し、複数のフェミニスト団体も軍事介入を支持した。ローラ・ブッシュ元大統領夫人は「米国が女性を解放した」と強調したが、その恩恵を受けた例は都市部の限られた層にとどまった。ラフィア・ザカリアがこの戦争を「最初のフェミニスト戦争」と呼んだように、女性の権利が戦争支持の言説資源として機能した点は批判的に評価されるべきである。

同様の構図は現在の中東情勢にも見て取れる。ドイツのアナレーナ・ベアボック外相は 2023 年に「フェミニスト外交政策指針」を発表したが、ロシアによるウクライナ侵攻を民間人保護の観点から厳しく批判する一方、イスラエルへの軍事支援には積極姿勢を示した。米国でも、シェリル・サンドバーグやヒラリー・クリントンなど著名なフェミニストがハマスによる性暴力には強い批判を向けつつ、パレスチナ女性や民間人への暴力については言及が乏しかった。性暴力という絶対悪の言説が軍事行動の正当化に用いられるという、構造的な問題がここにも表れている。こうした事例は、「欧米フェミニズムは中東を視野に入れていない」とする非西洋メディアからの批判を招いている。

以上のように、欧米主導で展開されてきたフェミニスト外交は、普遍的な理念を掲げながらも、実際には選択的適用や政治的利用を免れず、非西洋世界の女性を「保護されるべき対象」として描くまなざしには、依然としてポスト植民地主義的な構図が温存されている。

日本は、地理的にも歴史的にも「西洋」と「グローバルサウス」の中間に位置し、いわば両者を橋渡しする潜在的役割を担いうる立場にある。日本の WPS やフェミニスト外交の実践は、アジア諸国やグローバルサウスとの協働を通じて、欧米中心の「ホホワイト・フェミニズム」を超えた、より普遍的かつ当事者の声を反映したフェミニズム外交の構築に寄与しうるのではないか。こうした経緯をふまえ、今後我々は日本外交が持つ可能性と課題について真剣に考えなければならない。

⑦ 第 7 回研究会合

- 日 時：3 月 26 日（水）午後 5 時～午後 6 時半
- 形 式：ZOOM によるオンライン会合
- 出席者：16 名

[外部講師]	白波瀬佐和子	東京大学特任教授
[主 査]	高橋 若菜	日本国際フォーラム上席研究員／宇都宮大学教授
[事業統括]	高畑 洋平	日本国際フォーラム上席研究員／慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員
[J F I R]	渡辺 まゆ	理事長
	池野 琴美	研究助手
[オブザーバー]	外務省より 11 名	

- 白波瀬佐和子・東京大学特任教授による基調報告「Women, Peace, and Security：その課題と今後の取り組み」

本報告では、WPS（女性・平和・安全保障）をめぐる理念的枠組みと日本社会の構造的課題との関係が、多角的な視点から提示された。講師の白波瀬氏は、広島 G7 におけるジェンダー平等アドバイザリー評議会（GEAC）への関与を契機として WPS に接し、女性のエンパワーメント、教育、ピースビルディング、データ共有という四つの柱を軸に議論を展開してきた経緯を紹介した。その上で、WPS は単なる政策枠組みにとどまらず、さらなる理論的深化と実践的展開が求められる領域であるとの認識が示された。

（１）日本社会の構造的特性——ジェンダー格差と人口動態

日本の特徴として第一に挙げられるのは、依然として大きいジェンダー格差である。世界経済フォーラムのグローバル・ジェンダー・ギャップ指数（GGI）が示すように、賃金、教育分野の専攻、意思決定層への参画において顕著な格差が存在する。その背景には、産業構造の変化を経験しつつも、伝統的なジェンダー規範が持続してきた社会構造がある。同時に、日本は少子高齢化の先進国であり、人口構造の変動とジェンダー格差が相互に影響し合う特徴的な社会である。この点において、日本は WPS を積極的に推進する「優等生」として位置付けられてきたが、その実態は必ずしも社会構造の変革と整合的ではないという問題が指摘された。

（２）ジェンダー不平等の構造的性格

日本におけるジェンダー不平等は、単なる意識や選好の問題ではなく、労働市場や制度設計に内在する構造的課題として理解されるべきである。長期雇用を前提とする賃金体系や扶養手当を含む福祉制度は、女性を補助的労働力として位置付ける傾向を強化してきた。その結果、管理職比率の低さやキャリア形成の差異が生じ、パートタイム労働の拡大とともに賃金格差が固定化されている。したがって、制度的枠組みを伴わない単純な就労促進策では格差の是正は困難であり、労働市場の構造的再編が不可欠であるとの指摘がなされた。

（３）人口構造の変化と社会制度の遅滞

出生率の低下と高齢化の進展は、日本社会において顕著な構造変化をもたらしている。1960 年代に設計された社会保障制度は、現在の人口構成に十分に適合しておらず、年金、医療、介護といった分野における負担の増大が続いている。このような制度的遅滞は、ジェンダー格差とも密接に結びついており、家族構造の変化とともに、より複合的な社会問題として顕在化している。

（４）WPS の理念と課題

（イ）歴史的展開と基本理念

WPS は、2000 年の国連安保理決議 1325 を起点として形成された枠組みであり、女性を保護対象にとどめるのではなく、紛争解決や平和構築に主体的に関与する存在として位置付ける点に特徴がある。その基盤にはジェンダー主流化の理念があり、これは特定の性別に限定されない包摂的視点である。

（ロ）実効性確保のための課題

WPS の実現には、理念の明確化に加え、評価枠組みの整備、資源配分、技術的基盤の構築が不可欠である。とりわけ、これまで意思決定から排除されてきた女性が実質的な

リーダーシップを担うことが重要である。ただし、「女性／男性」という二元的理解に還元することは適切ではなく、WPSにおける女性の位置付けは戦略的文脈の中で理解されるべきであるとの指摘がなされた。

(ハ) 日本における位置付け

日本は2015年以降、WPS行動計画を継続的に改訂しており、制度面では一定の進展を示している。特に第三次計画では、災害や気候変動といった新たな要素が取り込まれ、ODAやJICAとの連携も強化されている。しかしながら、制度的整備に比して社会構造の変革は十分とは言えず、理念と実践の乖離が課題として残されている。

(5) 人間の安全保障との接続

WPSを理解する上で不可欠なのが、「人間の安全保障」の視点である。緒方貞子およびアマルティア・センによって提唱されたこの概念は、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念とも通底する。日本においてWPSが受容されてきた背景には、この人間中心の安全保障観が存在するが、同時に、フェミニスト外交のような社会構造変革を直接志向する政策には慎重であったという特徴も指摘された。

今後の課題は、WPSを単なる国際規範として受容するにとどまらず、日本社会の構造的変革へといかに接続していくかにある。

その他の議論の詳細については、以下の会合メモを参照。

https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/12451/

⑧ 外務省との検討会

- 日 時：2026年2月19日（木）
- 形 式：ZOOMによるオンライン会合

本研究会では、初年度成果・課題整理と第2年度の展望について、高橋若菜主査をはじめ研究会メンバーと外務省関係者との間で活発な意見交換を行った。

⑨ 非公開ワークショップ「平和と安全保障における女性のリーダーシップ」

- 日 時：3月4日（水）午後2時～3時45分
- 形式：笹川平和財団 10F B 会議室
- 出席者：26名

[海外側参加者]

モニカ・マクウィリアムズ	ベルファスト/グッドフライデー合意 交渉者・調印者
ミリアム・コロネル＝フェレル	フィリピン政府和平パネル 元委員長
メラン・バービア	ジョージタン大学 女性・平和・安全保障研究所 所長
レイチェル・ジョージ	ジョージタウン大学 女性・平和・安全保障研究所 リサーチ・フェロー
アウロラ・キララ	フィリピン人口開発議員委員会 エグゼクティブ・ディレクター

[JFIR側参加者]	伊藤和歌子	日本国際フォーラム常務理事・研究主幹
	三牧 聖子	同志社大学グローバルスタディーズ研究科教授

北村美和子
スミス理紗
池野 琴美

東北大学 スタートアップ事業化センター特任准教授
日本国際フォーラム研究助手
日本国際フォーラム研究助手

概要：

この度、日本国際フォーラムは、笹川平和財団と共催で、「平和と安全保障における女性のリーダーシップ」をテーマとする非公開会合を行った。会合には、当フォーラムの研究会「日本の強みを生かした『女性・平和・安全保障（WPS）』における貢献の在り方」より、三牧メンバー、北村メンバー、伊藤研究主幹が参加し、翌日の公開シンポジウム「平和と安全保障における女性のリーダーシップ」（笹川平和財団主催）に登壇するパネリスト、及び本テーマに実務で携わる各省庁関係者、研究者ら 26 名が一同に会し、議論を行った。なお議論では、日本が災害時における WPS アジェンダの履行で蓄積してきた経験を海外にも共有・展開し、紛争下における女性の安全保障に加え、平和構築及び復興の過程への女性の参画を一層促進するため、国際協力を強化していく必要性が示された。

（２）国内外ヒアリング

① 国内ヒアリング

（ア）イスラエル・イラン戦争後の核戦略と不拡散：課題と可能性

- 日時：2025 年 7 月 16 日 14:30～16:00
- 形式：日本国際フォーラム会議室における対面、オンライン形式（Zoom ウェビナー）
- 対象者：エマニュエル・ナヴォン（Emmanuel Navon）エルサレム戦略安全保障研究所（JISS）主任研究員
- 概要：
 - 1）核戦略と不拡散：課題と可能性

第二次世界大戦で米国が日本に対して核兵器を使用して以降、その破壊的・致命的な影響を理由に、核拡散に規制が設けられてきた。しかし、それでも核拡散は止まらなかった。長らく、国連安全保障理事会の常任理事国であることと核兵器保有との間には密接な関係が存在していた。イスラエルの「核の曖昧政策」はその前提を崩すものであり、核能力が大国の象徴であり国際的地位を意味すると考えていた米国の意向に反するものであった。イスラエルの非公式な核開発は、当時の実存的脅威に備える防衛措置として行われたものである。その後、インド、パキスタン、北朝鮮が核武装を進めたことにより、核拡散を食い止めるという大国や国際機関の能力に限界があることが明らかになった。こうした過去の事例は、外交ではなく軍事介入こそが核拡散を止める唯一の手段であることを示している。

この論理はイランにも当てはまる。イランの核兵器は、防衛目的ではなく、中東における侵略と覇権の拡大を意図している。イスラム体制下のイランは、イラン・イラク戦争後に核開発を加速させた。この動きは 2000 年代初頭、反体制派によって暴露され、以後、国際的な制裁と圧力の対象となった。これらの制裁は、2015 年に締結された「包括的共同作業計画（JCPOA）」の交渉において決定的な影響力をもった。ただし、JCPOA には多くの問

題があった。当時の米国がこの合意を選んだ主な理由は、イランへの軍事作戦が、イラクやシリアへのそれとは異なり、はるかに複雑で困難であるからだった。イラクやシリアの場合、核施設は単一であり、ピンポイントの攻撃で済んだが、イランには数十年にわたる核開発の知識と、各地に点在する多数の核施設が存在する。それらの多くは地下に建設されており、破壊は容易ではない。したがって、軍事力による核施設破壊を行っても「時間を稼ぐ」ことでしかなく、攻撃をすれば中東全体を巻き込む激しい戦争の可能性もありその代償は大きい。JCPOAは、そのような高コストを避けつつ、時間を稼ぐための妥協策として採用されたのであった。監視能力などに欠点はあったが、当時としては合理的な選択であった。

しかしながらその後、イランが密かに核研究を継続していたことが判明し、トランプ政権はJCPOAからの離脱を決定した。それ以降、イランは核開発を加速させ、ウラン濃縮度は60%に達した。これは、核兵器開発の決定的な証拠である。イランの核開発は、単に大国の干渉を抑止するためのものではない。イスラム体制は、シーア派イスラムを中東および世界に広めるという思想的野望を抱いており、その中核にイスラエルの破壊がある。ただその意図は、2023年10月7日のハマスによる性急な攻撃により狂わされた。イスラエルは、このような攻撃を未然に防ぐために先制攻撃を行った。これは自衛のための正当な行為である。米国はイスラエルによる攻撃の成功を確認し、作戦に加わった結果、フォルドゥーを含むイランの核施設およびミサイル・インフラのほぼ全てを破壊することに成功した。

2) 今後の焦点と対イラン戦略

今後の焦点は、イランの核開発の現状と将来にある。多くの推定によれば、イランの核兵器開発能力の「閾値」または「ブレイクアウト能力」は2年先送りされた。再建を試みることは、米国やイスラエルによる再攻撃という巨大なリスクを伴うため、その可能性は低いとされる。また、ミサイル開発に巨額の資金を投じたにもかかわらず、それが破壊されたことによって、イラン国内で体制に対する不満が高まる可能性もある。アメリカとイスラエルによる厳重な監視のもとで、核開発を再開するのは困難になるとみられる。

歴史を振り返れば、北朝鮮が2003年に核兵器を保有するに至ったのは、1994年にクリントン政権が核施設の爆撃を回避したためである。イランの場合、軍事介入は一定の成果をあげたが、核開発の知識とインフラは残されており、時間があれば再建は可能である。よって、今後の戦略には、次の4つの要素が重要である。第一に、イラン国民による体制転換を促す支援である。第二に、イスラエルおよびアメリカ同盟国による中東地域の防衛体制の構築である。第三に、イスラエルは軍事力、技術力、経済力において中東の大国として台頭しており、湾岸諸国やサウジアラビアなどスンニ派諸国はこれを高く評価している。イランおよび、過激派イスラムの「資金源」であるカタールに対抗するためには、イスラエルとスンニ派諸国による新たな地域安全保障構造が求められる。第四に、日本のような技術力・経済力を持つ国は、中東における民生インフラや経済プロジェクトを通じて重要な役割を果たすことができ、日本は中東諸国から高い信頼を得ており、分断が進む世界において平和の仲介者としての価値が一層高まっている。

3) ガザの現状と今後のハマスへの対応

イスラエルのガザにおけるハマスへの攻撃は、イスラエルがハマスから先制攻撃を受けた自衛行動である。ハマスは民間人を盾にして戦っており、被害が拡大する一因となっている。ハマスはイスラムの世界支配を掲げる組織であり、それがある以上共存できる状況にはない。イスラエルのガザ撤退後も、ハマスは破壊的行動を取り続けており、対話の余地がない状況である。各国からのイスラエルへの批判は、むしろ権威主義的な性質に起因している。暴力の根源はイスラエルの占領ではなく、ユダヤ人国家の正当性を否定する思想にある。イスラエルは中東で唯一、アラブ人に自由を保障する国家であり、真の平和は思想の変化によってのみ実現される。

(イ) ロシアの対ウクライナ戦争における中国の役割

- 日時：2025年8月28日10:00－11:30
- 形式：日本国際フォーラム会議室における対面、オンライン形式（Zoom ウェビナー）
- 対象者：ユーリー・ポイタ（Yurii Poita）Center for Army, Conversion and Disarmament Studies（CACDS）アジア太平洋セクション長
- 概要：

1) 研究の背景と目的

私の研究の焦点は、中国がロシア・ウクライナ戦争をどのように理解し、どのような結論を導き、いかなる行動をとっているのかを明らかにする点にある。分析は外交、経済、技術、情報など多様な側面にわたり、中国によるロシア支援の実態を包括的に把握することを目指している。

2) 2022年時点における中国の立場

2022年において、中国は「中立」を強調し、交渉による解決を唯一の手段と主張した。しかし、実際にはロシアを批判することなく、戦争の原因をNATO拡大や米国の挑発政策に帰属させ、西側諸国の制裁や武器供与を非難したため、国際的には「親露的中立」と評された。

こうした中国の立場をより深く理解するために、ウクライナの研究機関は2022年3月以降、中国の外交部や国防部に直接つながる中国の専門家との非公開円卓会議を継続的に開催した。これらの会合は3～4時間に及ぶことが多く、表面的な外交辞令を超えた議論の中で、中国側の真意や本音を把握する手がかりとなった。

その結果、中国の見解はロシアの立場に極めて近いことが明らかになった。第一に、中国は「ロシアは西側に侮辱され、欧州の安全保障体制から排除され、NATOに脅かされた結果として正しい行動をとった」と繰り返し主張した。さらに、中国自身も米国に軍事的に包囲され、脅威を感じていると語り、ロシアの立場に共感を示した。第二に、中国は2022年の戦場におけるロシアの失敗に強い不満を抱いていた。ロシアの損失に強い懸念を抱き、ウクライナ軍の高い士気やNATOによる訓練の実態に関心を示し、ウクライナの強みと弱みを探ろうとしていた。第三に、中国は米国と欧州の強固な結束に深い失望を表明した。彼らにとって米欧の緊密な団結は「大きな災厄」であり、いかにして米欧間に楔を打ち込み、分断を引き起こすかに強い関心を抱いていた。

さらに、2022年冬にロシアがウクライナの電力や水道などの重要インフラを集中的に攻撃し、市民生活を破壊した際、ウクライナ側はこれを戦争犯罪として中国に訴えた。しかし中国の専門家は、これを「社会に圧力をかけ、政府に譲歩を迫る効果的な手段」と評価

し、人道的な被害を戦争犯罪とは認めなかった。この態度は、中国が国際法や人道の基準よりも、戦争遂行上の実利を優先する姿勢を如実に示すものであった。以上のやり取りを通じて、2022年から2023年初頭にかけての中国の立場は、表面的には中立を装いながらも、実質的にはロシアに極めて近い「親露的中立」であったことが浮き彫りとなった。

3) 2023年以降の中国によるロシアの支援の質的・量的拡大

2023年以降、中国の対露支援は急速に拡大した。貿易は年率約20%増加し、ロシア経済を支える生命線となった。技術支援では、軍民両用の半導体や電子部品の供給量が2022年比で約10倍に増加し、ロシア兵器に占める中国製部品の割合は飛躍的に高まった。さらに、防衛産業に不可欠な精密工作機械の供給は、2022年の7%から2024年には70%へと急増し、ロシアの軍需産業は中国製機材への依存度を大きく強めた。加えて、中国は無人機用エンジンなど高度な装置の供給にも踏み込み、単なる基礎部品提供を超えた質的転換が見られる。こうした背景から、NATOは2024年に中国を「ロシア侵略の決定的なイネーブラー（Enabler）」と公式に位置づけ、もはや中国なしではロシアの戦争継続は困難であるとの評価が共有されるに至った。

4) 認知戦と外交操作

中国は軍事・経済面のみならず、認知戦を通じてウクライナや欧州に影響を及ぼそうとした。2023年、ウクライナの反攻作戦直前には、中国の専門家が異例の早さで緊急会合を要請し、会談の中で50回以上にわたり停戦交渉を求めた。これは反攻を未然に妨害し、ロシア軍を救うことを狙った行動とみられる。また、同年には中国の李輝ユーラシア事務特別代表が特使として欧州各国を歴訪し、公式には中立的発言を繰り返す一方、随行した中国の専門家は欧州のシンクタンクで「ロシアは欧州に脅威を与えない」と主張し、ウクライナ支援停止を求めた。これは米欧分断を誘発する意図的な情報工作であった。さらに2024年のスイス平和サミットに際しては、中国自身が参加を見送るだけでなく、アフリカやラテンアメリカの十数か国に対し経済的影響力を用いて参加を控えるよう圧力をかけた。その後、共同声明への署名をためらう国々にも働きかけ、最終的に複数国が署名を拒否する事態を引き起こした。こうした行動は、単なる外交的中立を超えた積極的なロシア側支援であったと評価できる。

5) 情報戦と国内世論工作

中国国内のSNSでは、ウクライナを「ナチス」「西側の傀儡」と呼ぶ極端な言説が広がっている。さらに、「ウクライナが和平を拒否している」「捕虜交換を妨害している」といった虚偽の情報を流布し、ウクライナ政府の正統性を傷つけようとしている。動員政策についても「全体主義的」と描写し、社会の戦意を削ぐことを狙った。これらはロシアの宣伝の転載にとどまらず、中国独自の言説生成による部分も確認されている。

6) 結論と示唆

以上の分析から、中国は当初の中立姿勢から大きく転換し、ロシア侵略の実質的支援者となったことが明らかである。その支援は軍事産業に不可欠な技術・部品の提供から、認知戦、外交工作、情報操作に至るまで多岐にわたる。中国はロシアから戦場の教訓を吸収し、人民解放軍の能力向上に活用しようとしているとみられる。最終的な戦略目標はNAT

0の弱体化と欧米の分断であり、これは台湾をめぐる将来の行動とも深く結びついている。

(ウ) 「イスラエル人」の世界観

- 日時：2025年9月24日17:00－18:00
- 形式：オンライン形式（ZOOMウェビナー）
- 対象者：大治朋子 毎日新聞専門編集委員
- 概要：

1) イスラエル・パレスチナの基礎情報

イスラエルとパレスチナは、地理的に極めて狭小な空間に共存している。イスラエルは四国より小さく、南北で約6～7時間、東西で約1時間強の移動圏に収まる。ガザはさらに小さく、東西は十数分、南北は約1時間で走破可能な規模に、わずか二百万人超が暮らす。イスラエルの人口構成はユダヤ系が約四分の三、アラブ系が約四分の一である。言語は長らくヘブライ語とアラビア語の二言語体制であったが、2018年の法改正によりアラビア語は「特別な地位」へ格下げされた。本稿でいう「イスラエル人」とは、文脈上ユダヤ系イスラエル人を指す。

2) イスラエル人の国家認識：起点史観と記憶の制度化

イスラエル人の国家認識は二つの起点をもつ。第一は、旧約聖書の物語に基づく「約束の地」への帰還ナラティブである。古代イスラエル王国とエルサレム神殿の記憶は、国旗のダビデの星、国章のメノラなどに象徴され、「我々はずっと前からこの地にいた。帰ってきた民である」という物語を補強している。第二は、1947年の国連分割案受諾と1948年建国を起点とする近代史観である。イスラエルは分割案を受け入れ、アラブ側は拒否したという整理のもと、「建国しなかったのは自己責任」とする語りが国内で主流化している。これら二つの史観は、対外的脅威認識と抑止の正当化に接続され、国家・軍隊・領土の三位一体を生存の前提として位置づける。

3) 領域変化、組織分岐、10月7日以降の安全保障

英委任統治期にはアラブ系住民が多数を占めていたが、分割案提示とユダヤ人移住の増加、戦闘を経て、イスラエルの実効支配域は戦争のたびに拡大した。現在、占領地にはユダヤ人入植地が点在し、パレスチナ側地域は「虫食い」状に分断されている。政治組織は二分され、ファタハは暫定自治と二国家構想を支持する一方、ハマスはイスラエル承認を拒否し武装闘争を掲げる。2006年の選挙でハマスが勝利後、ガザを実効支配し、イスラエルは封鎖を強化した。2023年10月7日の攻撃では約1200人が殺害され、251人が人質となった。イスラエルではこれを「ホロコースト以来の虐殺」と位置づけ、「Security 大国」としての誇りが深く傷ついた。徴兵制と予備役の長期動員が社会・経済・精神面に深刻な影響を与え、市民の約3分の2がPTSDやうつ症状を示すとの報告もある。イスラエル社会は「Resilience（回復力）」「Flexibility（柔軟性）」「Mobility（機動力）」「Unity（団結）」「Optimism（希望）」をキーワードに、長期戦下でも国家の強靱性を対内外に示そうとしている。

4) 作戦思考と認知心理：草刈りドクトリンと道徳的距離

イスラエルの軍事ドクトリンの中核には、敵対勢力の「意志」は不変であるという前提がある。そのため、敵の「能力」を定期的に削ぐという、いわゆる「草刈りドクトリン（mowing the grass）」が定着している。能力が危険水域に達すれば空爆や地上戦で抑止と打撃を同時に行う。認知心理面では、10月7日事件の被害映像の繰り返し報道により、「被害者意識の強調」が社会全体に定着し、ガザ住民全体をハマスと同一視する傾向が強まっている。その結果、敵の非人間化や道徳的無関心が生じやすくなっている。入植地拡大は宗教的信念、安全保障上の緩衝地帯形成、開拓者倫理の三重の論理で正当化され、国際法違反との批判と衝突している。また、紛争当事者に普遍的にみられる「自己正当化」「脅威の誇張」「敵の非人間化」「自集団の美化」「被害者意識」「愛国的犠牲の合理化」が、イスラエル社会にも顕著に観察される。圧倒的軍事優位を持ちながらも、「小さなダビデ対巨人ゴリアテ」という物語構造に回帰し、「包囲された弱者」としての自己像を持続させている。

5) 日本の立場と今後の課題

日本は「二国家共存」を支持しつつ、現段階ではパレスチナ国家を正式承認していない。背景には、米国との同盟関係、イスラエルとの経済・技術連携維持がある。他方で、日本はパレスチナに対して累計約26億ドルの支援を行い、2023年10月以降も約2億3000万ドル規模の人道・物資支援を実施している。イスラエルはガザ統治の長期化に伴う政治的・経済的・社会心理的コストを抱え、欧米諸国によるパレスチナ国家承認の波に直面する可能性が高い。日本は人道・復興支援を軸にイスラエル・パレスチナ双方との信頼構築を進め、道義的立場と現実主義的外交の両立を図ることが求められる。

(エ) トランプ政権の政策がもたらす世界経済への影響

- 日時：2025年10月3日 15:00～16:30
- 形式：日本国際フォーラム会議室における対面、オンライン形式（Zoom ウェビナー）
- 対象者：マーカス・ノーランド（Marcus Noland）米ピーターソン国際経済研究所副所長
- 概要：
 - 1) はじめに

本報告では、関税、大規模な国外退去（強制送還）、および連邦準備制度（FRB）の独立性の弱体化という3つの政策が、G-Cubed（Global General Equilibrium Growth）モデルを用いて、国内および国際的にどのような影響を及ぼすのかについて分析した内容を述べることにする。

1930年代以降、米国議会は大統領に対して特定の状況下で議会の承認なしに関税を課す権限を徐々に委譲してきたが、トランプ政権下の現在の関税は、歴代で最高水準に達している。またトランプ政権による大規模な国外退去は、国内の資源配分を混乱させ、成長を鈍化させ、物価を上昇させ、外国投資を抑制する結果をもたらすものとして、関税以上に深刻な経済的脅威となっている。さらにFRBの独立性の低下は、金融政策の安定性を損ない、長期的な損失を引き起こす。これらの政策の総合的な影響は、米国経済成長の減速を示唆するものであり、日本などの同盟国にもマイナスの影響を及ぼすと予想される。ただし、資本流入や貿易転換による一時的な利益を寧国にもたらす可能性はある。

2) トランプ関税の世界経済への影響

2025 年 2 月、米国は国際経済緊急事態権限法（IEEPA）に基づき、カナダ・メキシコ・中国に対して関税を発動したが、IEEPA は本来関税を認めておらず、法的に問題視された。米国最高裁判所は、トランプ政権による関税措置の合法性をめぐる複数の訴訟を受理し、現在訴訟は最高裁にまで持ち込まれており、年末までに判決が出る見通しである。ただし関税は「解放の日」関税などの名目で大幅に拡大され、経済的理由だけでなく政治的理由でも適用されている。米国は国家安全保障上の理由を掲げ、鉄鋼・アルミ・自動車・部品などへの関税を世界的に拡大した。これによりカナダなどが報復関税を発動し、米国金融市場はリスクプレミアム上昇で動揺した。

こうした状況を踏まえつつ、G-Cubed（モデルを用いて、2025 年 9 月 11 日時点のトランプ政権の関税政策が世界経済に与える影響を分析した。それによると、米国が最も大きな GDP 損失を被り、いわば「自傷的」な結果となった。カナダおよびメキシコは米国との経済的一体性ゆえに比較的小幅な下落にとどまった。米国ではインフレが急上昇し、中国でも同様の傾向が見られた。日本の場合、恒久的な生産減少、一時的なインフレ上昇、通貨安、貿易赤字の縮小、労働需要の減少、耐久財製造業の落ち込みが予測された。

3) 大規模国外退去の影響

また、トランプ氏が提案した大規模国外退去政策が経済に与える影響を G-Cubed モデルを用いて試算した。

米国における不法移民は産業間で偏在しており、特に農業、製造業、サービス業で高い比率を占める。これらの労働者を排除すれば、レストランや農場など低賃金・移民労働者に依存する業界で労働供給が深刻に不足し、物価上昇と生産減少を引き起こす。

試算では次の 2 シナリオが想定された：

- ・ 130 万人の国外退去 → 米実質 GDP 約 1%減
- ・ 830 万人の国外退去 → 米実質 GDP 約 8%減

一方、関税のみでは成長率を 0.8%程度押し上げる可能性があるが、国外退去と組み合わせた場合、米国経済はリセッションに陥ると予測される。全産業で雇用・生産・投資が減少し、インフレが上昇する。日本にとっては、輸出需要の減少というマイナス面と、資本流入増加というプラス面が相殺する結果となった。

4) FRB 独立性の弱体化の影響

トランプ氏が中央銀行への個人的統制を強化しようとする動きに対する G-Cubed モデルの分析では、FRB の独立性喪失はマクロ経済に重大な影響を与えるものであり、独立した中央銀行は通常、低インフレと経済安定を維持するが、政治的影響が強まるとインフレが上昇する。短期的には政治主導の金融政策により一時的な景気拡大が起こるものの、その後インフレ上昇と金融不安定化を招く。この場合、米国ではインフレが悪化し、為替が上昇する一方で、日本など他国は米国からの資本流出により金融面で相対的な恩恵を受けることになった。

5) おわりに

このように、関税、大規模国外退去、FRB 独立性の弱体化という 3 政策を組み合わせた場合、米国は最も大きな損害を受け、深刻な生産損失とインフレ圧力に直面することがわかった。日本は関税によるマイナス影響を受けるものの、資本流入や相対的な経済安定によって最終的には若干の利益を得る可能性がある。関税は米国自身に損害を与えるとともに、日本などの同盟国にも悪影響を及ぼす。大規模国外退去は国際的に悪影響を与えるが、日本への純影響は限定的である。FRB 独立性の弱体化は米国の安定を一層損なうが、日本や他国は米国からの資本流出の恩恵を受ける可能性がある。

(オ) トランプ 2.0 とアメリカ、世界平和の行方

- 日時：2025 年 10 月 14 日 15:00－16:00
- 形式：オンライン形式 (ZOOM ウェビナー)
- 対象者：三牧聖子 同志社大学教授
- 概要：

1) 戦後秩序の断絶としてのトランプ政権

本年は戦後 80 年という節目であり、日本が戦後秩序の継承と変容を議論する一方で、米国も大きな転換点に立っている。トランプ 2.0 政権は、一期目以上に「国際秩序からの離脱」を明確に掲げた政権である。2025 年 1 月の就任演説でトランプ大統領は、「米国がこれ以上つけ込まれることを許さない」と宣言し、戦後 80 年にわたり形成されてきた国際秩序の終焉を示唆した。ルビオ国務長官も公聴会で、冷戦後の国際主義と普遍主義を「危険な妄想」と断じ、「力の限界を自覚した国益第一主義」への転換を宣言した。こうして米国は、普遍的価値や国際協調を重視する外交から、力と取引を軸にした現実主義的国益外交へと外交姿勢を変化させつつある。

2) 国内体制の再構築：「最小国家」と「寡頭制」への傾斜

トランプ政権は USAID を「無駄と浪費の温床」と断じ、年間 400 億ドルにのぼる予算削減を進めた。さらにイーロン・マスク氏が主導する「政府効率化省 (Department of Government Efficiency, DOGE)」を創設し、「メディケアやメディケイドには不正が多い」として大胆な支出削減を実施した。これはヘリテージ財団の「プロジェクト 2025」にも連動する動きであり、政府閉鎖が長期化する一方、減税と権限縮小によって「最小国家」化が進んでいる。

その一方で、就任式や晩餐会には富裕層やテック企業経営者が列席し、2 億ドル超の「トランプ・ボールルーム」建設が進むなど、政治の寡頭制化が進行している。経済的格差の拡大と政治的閉塞感の中で、「アメリカンドリームを信じない」と答える国民は 7 割に達し、社会的絶望と分断はかつてない水準に達している。

3) 国際秩序に関心を失うアメリカ：孤立主義と帝國的衝動

外交においても、トランプ政権は一貫して取引主義的姿勢を強めている。2025 年 2 月のゼレンスキー大統領との会談では、「あなたは切るカードを持っていない」と発言し、軍事支援を約束しなかった。さらにバンス副大統領夫妻のグリーンランド訪問では、同地の米領化を正当化する発言が続き、地政学的優位と資源確保を目的とする帝國的衝動が露呈した。

このような姿勢は、米中露の間で世界を再分割する「ヤルタ 2.0」的構図を想起させる。

こうした動きの背景には、米国内で「米国が世界の秩序維持を担い続けることは損である」とする世論の変化がある。シカゴ国際問題評議会の調査では、米国の国際的役割を「利益よりもコストが上回る」と答える層が共和党支持者では過半数に達しており、国民的孤立主義が外交政策の背後に強く働いている。

4) 文化と学術への統制：反 DEI と国家的歴史観の再構築

トランプ大統領は 2025 年 1 月の就任演説で、「人種やジェンダーを社会的に組み込もうとする政策を終わらせる」と述べ、反 DEI（多様性・公平性・包摂性）政策を明確に打ち出した。黒人や女性の高官の解任が相次ぎ、3 月には「アメリカの歴史に真実と正気を取り戻す」とする大統領令を発出。過去の人種差別や抑圧を強調する展示を制限する方針を示した。

また、全米科学財団（NSF）は「diversity」「equity」「women」などの語を含む研究を助成対象から除外し、研究・教育の自由を大幅に制限している。ハーバード大学に対しても「アメリカ的価値観に反する思想の排除」を求め、補助金凍結と留学生受け入れ停止を通告した。こうした動きは思想統制的性格を帯び、文化・学術の自律性を根底から脅かすものである。

5) 政治の再編と民主党の変容

トランプ体制に対しては全米で大規模な抗議が続き、2025 年 6 月には「王はいらない」と掲げるデモが全米で 500 万人規模に達し、今後も大規模なデモが予定されている。トランプ支持率は一時 37%まで低下し、政治的無党派層の離反も顕著となっているものの、民主党も明確なオルタナティブを提示できずに低迷している。

その中で民主党内では、「反エスタブリッシュメント」の新潮流が今後の党勢拡大の鍵となり得る動きを見せている。2025 年のニューヨーク州予備選では、インド系移民二世のゾーラン・マムダニ議員が民主社会主義を掲げ、著名政治家を破って圧勝した。彼は物価高や家賃上昇に苦しむ若年層・労働者層の支持を背景に台頭し、イスラエルの軍事行動を厳しく批判している。実際、Pew Research Center の調査でも、共和党の若年層にまで反イスラエル感情が拡大しており、米国内の価値対立は「右対左」ではなく「上対下」「富裕層対庶民」へと再編されつつある。

6) 国際秩序と日米関係への含意

2025 年 6 月、トランプ政権はネタニヤフ首相に逮捕状を出した国際刑事裁判所（ICC）の判事や、国連人権理事会特別報告者への制裁方針を発表した。これは「法の支配」を支える国際制度への正面からの挑戦であり、米国の国際的正統性を根底から揺るがすものである。ジョセフ・ナイ教授は遺構となった“The End of Long American Century”で、米国が「強制」や「報酬」だけに依存し、価値と文化の魅力＝ソフトパワーを失っていると警告した。

日米関係においても、2 月の首脳会談で共同声明から「国際秩序」「法の支配」という文言が削除され、価値共有を基礎とする同盟の再定義が迫られている。アメリカが法の支配を守る国際的枠組みから離れつつあるなかで、日米同盟は依然として極めて重要である一方、その同盟をいかなる価値や原則によって基礎づけていくのかが問われている。いま、両国は重大な岐路に立たされているといえよう。

(カ) グローバル・ガバナンスの未来

- 日時：2026 年 1 月 21 日 15:30～17:00
- 形式：オンライン形式 (ZOOM ウェビナー)
- 対象者：ヒルケ・ダイクストラ (Hylke Dijkstra) マーストリヒト大学教授
ミハル・パリザク (Michal Parizek) カレル大学准教授
- 概要：

1) ヒルケ・ダイクストラ (Hylke Dijkstra) マーストリヒト大学教授「地政学時代におけるグローバル・ガバナンスの変容」

トランプ政権によるユネスコ脱退や、国連安保理における拒否権行使の冷戦期並みの回数増加などに代表されるように、近年の国際情勢は激動の中にある。こうした転換期において、いかにしてグローバル・ガバナンスを強靱かつ民主的に再構築できるかが喫緊の課題となっている。国際研究プロジェクト「ENSURED」では、1980 年から 2023 年までの主要 35 機関の活動データ、専門家調査、および 15 のケーススタディを通じた包括的な実証分析により、多国間協力の現状を浮き彫りにした。

国際機関のパフォーマンス分析によれば、過去 10～15 年の停滞が懸念されるなか、IAEA や OECD、WHO、WTO などは、意思決定数や成果において比較的安定した推移を見せている。一方で、国連 (UN) や万国郵便連合 (UPU) では活動の減少がみられており、機関によって明暗が分かれている。専門家調査では、特定の国による機関からの「脱退」よりも、政策の複雑化 (Policy Complexity) がガバナンスへの重大な挑戦になると予見されている。

特筆すべきは、グローバル・ガバナンスが直面する停滞の原因が、単なる「大国間のパワーシフト」や「民衆の反発」という単純な構図に留まらない点である。デジタル化という新領域の出現、自由貿易に対する政治的選択の変化、気候変動問題の複雑化、そして移民や保健問題の政治的重要性の高まりなど、問題構造そのものが変容していることが背景にある。既存の国際機関がこうした変化に適応できておらず、リソース不足や実施能力の欠如に苦しんでいる実態がある。

主要アクターの動向については、米国のトランプ政権下での関与低下が目立つ一方、EU は依然として強力な主体ではあるものの、優先順位の決定に苦慮しており、新たなリーダーシップを取りきれていない。中国は特定の分野で影響力を強めているが、分野による格差も大きい。また、インドやアフリカ諸国は国家の代表権の強化を重視している。興味深いことに、貿易分野を含め、あらゆるケーススタディにおいて「米中対立」のみが決定的な要因となっている事例は存在せず、アクターの構図はより多極化している。

結論として、既存のガバナンス体制が米国の関与に強く依存してきた以上、現在は間違いなく多国間協力にとって困難な時期である。しかし、楽観すべき理由も存在する。直面する課題の本質が「問題構造の変化」であれば、制度改革による解決の余地がある。多様なアクターの組み合わせが存在し、多くの改革案がすでに提示されているなか、既存の枠組みをより強靱かつ効果的なものへと再編していく力が、今まさに問われている。

2) ミハル・パリザク (Michal Parizek) カレル大学准教授「地政学的緊張下の WTO 改革とグローバル貿易体制の行方」

昨年設立 30 周年を迎えた WTO は今、かつてない危機の渦中にある。2025 年、そんな WTO への「贈り物」としてトランプ政権が打ち出した相互関税 (Reciprocal Tariffs) 構想は、多国間貿易体制に決定的な衝撃を与えた。WTO 改革の必要性が叫ばれて久しいが、なぜ改革はこれほどまでに困難なのか。最新の分析によれば、その背景にはジュネーブでの交渉現場における根深い構造的対立と、急速に進行する「貿易の地政学化」が存在している。

近年の改革プロセスを振り返ると、紛争解決機能の再建は、米国等の機微な関心事項が手続き論と複雑に絡み合い、停滞を余儀なくされている。また、「plurilateral initiatives (有志国間枠組み)」による合意 (WTO に IFD 協定を一部の組み込もうとした試みなど) を反対により阻止されるなど、ルール形成の場としての機能不全が露呈している。さらに、産業政策や安全保障といった新たな機微課題をめぐる非公式な対話プロセスも、共通の合意を見出すには至っていない。2025 年の貿易情勢は、この「関税ショック」からいかにシステムを存続させるかという防衛的な局面に終始しており、2026 年 3 月にカメルーン・ヤウンデで開催予定の第 14 回閣僚会議 (MC14) を控えるなか、改革の機運は著しく減退している。

こうしたなか、米国の動向が鍵を握っている。米国は「微調整」ではなく、貿易秩序の根本的な「再均衡 (Rebalancing)」を要求しており、依然として WTO の加盟国ではあるものの、多国間主義からの実質的な離反を強めている。その象徴が、2025 年 7 月に英スコットランド・ターンベリーで、トランプ米大統領とフォン・デア・ライエン欧州委員長の会談で合意された米欧間の貿易協定の枠組みである。米国側がこれを「ブレトンウッズ体制に代わる新たな枠組み」と位置づける一方、EU 側には危機的状況における「宥和策 (Appeasement)」との認識も強く、米欧間でも温度差がみられる。

EU は現在、WTO 改革の継続と並行して、南米南部共同市場 (メルコスール) との協定締結や環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) との対話深化といった「多角化」を戦略的に進めている。これは、多国間主義への支持を堅持しつつも、地政学的リスクを反映させた「貿易政策の地政学化」への適応に他ならない。既存の WTO 体制を死守しようとする具体的な行動と、多国間枠組みに整合する形での二国間・地域間連携の強化。この並行戦略こそが、挑戦を受ける多国間主義の時代における、EU の生き残り策となっている。

(キ) イラン攻撃をどう読むかー揺らぐ中東秩序と変わる勢力図

- 日時：2026 年 3 月 11 日 16:00-17:30
- 形式：オンライン形式 (ZOOM ウェビナー)
- 対象者：溝渕 正季 明治学院大学法学部政治学科准教授
- 概要：

1) 問題設定

2 月 28 日のイスラエルと米国による大規模なイランへの空爆については、正直なところ全く予想していなかった。なぜなら、米国にとってイランを攻撃することのメリットがな

く、また事前の準備が周到に行われていたようには見えなかったからである。例えば、国際法違反であるとか、国連安保理決議がないなど散々たたかれた 2003 年のイラク戦争の時ですえ、当時のブッシュ政権は一年以上かけて国内および国際社会を説得してから開戦を行った。今回はそのような事前の準備も明確な戦略目的なく始めてしまったようにみえる。28 日の攻撃でアリ・ハメネイ最高指導者を殺害したわけであるが、米国は、1 月のベネズエラへの軍事作戦が成功したように、イランでも同じように体制が崩壊して、米国にとって都合の良い政府がすぐに誕生するのではないかとみていた節がある。しかし実際には、ハメネイ氏の次男である反米反イスラエルのモジタバ・ハメネイ氏が最高指導者になって強硬派路線は維持され、今日までイランからイスラエルや湾岸諸国の米軍基地などに攻撃が続いている。特にイランからの攻撃でホルムズ海峡が事実上封鎖に近い状態となり、タンカーの通航量が激減し、石油市場さらには国際経済全体に大きな影響が出ており、中東のみならず国際社会全体に関わる大きな問題になってきている。果たしてトランプ政権は、どこで落としどころをつけるのかを中心に、本日の報告を行う。

2) イラン攻撃の背景

今回の攻撃を理解するためには、2023 年 10 月 7 日以降の中東全体の変化を踏まえる必要がある。10 月 7 日、ハマスがイスラエル南部に対して大規模攻撃を行い、イスラエルはその後、ガザに対する大規模な軍事侵攻を続けてきた。さらにイスラエルは、ガザのハマスだけではなく、レバノンのヒズボラ、シリアのアサド政権、さらにはイランと結びついた各地の武装勢力に対しても、段階的に圧力を強めてきた。イスラエルは 2023 年 10 月以降、周辺の脅威を一つずつ叩いていき、最終的に残った「親玉」がイランであった。

そもそもイランは、2001 年の 9・11 以降、とりわけ 2003 年のイラク戦争以降に、中東地域における影響力を大きく拡大してきた。2003 年のイラク戦争によって、イランにとって最大の脅威／地域的敵対国であったサダム・フセイン政権が崩壊した結果、イランはイラク国内で自らに近い武装勢力を育て、影響力を浸透させることができた。また、レバノンのヒズボラや、イエメンのフーシ派などを含む、いわゆる「抵抗の枢軸」を通じて、アラブ世界においても影響力を拡大してきた。

さらに 2006 年には、レバノンのヒズボラがイスラエルとの戦争で善戦し、政治的勝利を収めた。これによってヒズボラの名声が高まり、それは間接的にイランのアラブ社会における影響力の拡大にもつながった。加えて、2011 年の「アラブの春」以降、イエメンやシリアなどで内戦が始まると、イランはそうした混乱を利用して親イラン勢力を育成し、中東各地に影響力を浸透させていった。2015 年にはイラン核合意（JCPOA）が成立し、制裁の一部解除も実現した。さらに 2023 年には中国の仲介でサウジアラビアとイランの国交が正常化し、中東外交秩序の大きな転換と受け止められた。

2023 年当時のイスラエルは、こうしたイランの軍事力や地域的影響力の拡大をもはや放置することはできないと考え、イランおよび親イラン勢力を一網打尽に粉砕する機会を虎視眈々と狙っていた状況であった。2023 年 10 月 7 日以降、国内的支持が高止まり、国際社会がイスラエルに対する寛容な姿勢を維持する中で、イスラエルは「今なら何をしても許される」と認識した節があり、周辺の脅威を順次排除していった。その結果、最終的に残った「親玉」がイランであり、2025 年 6 月の「十二日間戦争」を経て、今回の大規模攻撃へと

至った。今回のイラン攻撃は、まさにこの流れの延長線上にあり、2023 年 10 月以降の中東秩序の再編の中で理解されるべきものである、というのが報告者の整理である。

3) 米国・イスラエル・イランの三者関係

今回のイラン攻撃は、米国・イスラエル・イランの三者関係の中で理解する必要がある。まず、イランとイスラエルは 1979 年のイラン革命以降、「不倶戴天の敵」となっている。革命後に成立したイランのイスラム体制にとって、イスラエルおよび同国が体现する西洋帝国主義・植民地主義に抵抗することは、体制の理念的正統性の根幹にある。その意味で、イランにとってイスラエルとの対峙は、単なる外交上の対立ではなく、体制の存在理由（レゾン・デートル）にも関わる問題である。他方、イスラエルから見れば、イランは単なる地域大国ではなく、自国の存立に関わる脅威である。イランは核能力の獲得を追求し、ミサイル能力を発展させ、さらにヒズボラやフーシ派などの親イラン勢力を通じてイスラエルを包囲するような態勢を築いてきた。

一方、米国とイランの関係は、単純な「不倶戴天の敵」と言い切れない複雑さを持っている。もちろん、1979 年の革命とその後の米大使館占拠事件以降、両国が深く敵対してきたことは事実である。しかし他方で、必要に応じて協力してきた局面も存在する。たとえば、1980 年代のイラン・コントラ事件では、両国の間に秘密裏の取引が存在した。また 2001 年のアフガニスタン戦争では、イランはアフガニスタンに関する情報を米国に提供するなど、実質的に協力した。2015 年のオバマ政権期には JCPOA も成立していた。したがって、米国とイランの関係は、表面的な対立だけでは捉えきれず、必要なときには互いに手を結ぶことも辞さない関係であった。その一方で、そうした米国とイランの接近を最も嫌うのがイスラエルである。イスラエルは、米国とイランの交渉が進めば、自国の安全保障にとって不利になると考え、繰り返し米国に対してイランへの強硬姿勢を求めてきた。今回の攻撃も、まさにこの三者関係の力学の中で起きたものと位置づけられる。米国はこれまで、核武装したイランそのものよりも、むしろイスラエルが単独で対イラン軍事行動に踏み切り、それに巻き込まれることを警戒してきたのであり、今回の危機もその延長線上で理解されるべきである。

4) なぜ交渉は失敗し、攻撃に至ったのか

2025 年 6 月の攻撃では、イランの核能力やミサイル能力に打撃は与えたものの、決定的な解決には至らなかった。その後、2026 年 2 月にオマーン仲介のもとでジュネーブにおける間接交渉が再開されたが、ここで米国側は、ゼロ濃縮、弾道ミサイル、地域の武装勢力支援の三点を含む包括的な譲歩をイランに求めた。他方でイラン側は、核兵器不拡散条約

（NPT）に基づく平和的濃縮の権利は放棄できず、ミサイルも抑止の中核として交渉対象にはしないという立場を崩さなかった。したがって、交渉の争点はきわめて根本的であり、双方の妥協可能範囲は最初から大きく隔たっていた。

さらにイラン国内では、2025 年末から大規模な抗議運動が続き、これに対する治安機関の弾圧によって、国家と国民の間に大きな亀裂が生まれていた。この状況下で、対米交渉で弱腰な姿勢を見せれば、体制の動揺をさらに深めかねないとの危機感があり、イランとしては一層譲歩しにくくなっていた。加えて、トランプ大統領が体制転換を示唆する発言を繰り返したことで、イラン側には「少しでも譲歩の姿勢を見せれば、さらに要求がエスカレートす

るだけだ」という不信感が強まり、核、ミサイル、地域の武装勢力といった抑止力を手放せないとの認識がかえって強まった。

そこにイスラエルの存在が加わる。イスラエルは、昨年6月以降、弱体化したイラン体制に決定的な打撃を与えるべきだとトランプ大統領に強く働きかけ、交渉がむしろ攻撃計画を妨げるものとして警戒していた。ネタニヤフ首相は2025年だけで少なくとも6回はトランプ大統領と会談を行い、電話や側近を通じて同大統領に強く影響を与えたとされる。こうして、米国・イラン・イスラエルそれぞれの妥協可能範囲が最後まで収斂せず、最終的にはイスラエルに押し切られる形で、2月28日の共同攻撃に至ったのではないか。

5) 今回の軍事行動の目的と限界

今回の米国からのイラン攻撃について、何を目的として始めたのかが非常に曖昧である。イランは米国にとって、地球の裏側にある国であり、米国本土を直接脅かす存在ではない。そうした国に対して、十分な準備もなく、開戦理由もはっきりしないまま軍事行動に踏み切ったこと自体が不可解である。

また、仮に核能力の無力化や体制転換が目的であったとしても、空爆だけではそれを達成できない。空爆は敵の意志を破壊するというより、軍事能力を部分的に削ることしかできず、地上戦や信頼できる代理勢力なしに体制転換や降伏を実現することは困難である。イランは山岳地帯に囲まれた地理的条件を持ち、核施設も地下深くに存在しているため、空爆だけで核能力を完全に除去することは不可能に近い。さらに、たとえ一部施設を破壊しても、知識、人材、分散インフラといった「核能力の核心」は残る。

加えて、外部からの攻撃はイラン国内で反米感情と短期的な結束を喚起し、体制崩壊どころか、むしろ強硬派を利する可能性が高い。実際、最高指導者が死亡した後も体制が揺らいだ様子はなく、次男モジタバ・ハメネイが最高指導者に選出され、反米・反イスラエルの路線は維持されている。今後はさらに革命防衛隊を中核とする軍事主導体制が強化されるシナリオもありえるだろう。したがって、今回の軍事行動は、目的が曖昧であるうえ、手段としてもその目的達成にそぐわないものだったとなる可能性が高い。

6) 現時点での戦況と「落とし所」

現時点では、軍事的に米国・イスラエル側が優位に立っているが、イランは紛争を「政治化」している。すなわち、軍事的に真正面から勝つことはできなくても、ホルムズ海峡を通るタンカーの保険停止や通航量の減少などを通じて、石油・LNG・物流市場を混乱させ、世界経済に影響を及ぼすことで、国際社会から米国に圧力をかけさせようとしている。ホルムズ海峡は、世界の海上石油貿易の約25～30%、LNG貿易の約20%が通過する最大級のチョークポイントであり、日本の原油輸入とも直結する。このため、今回の戦争は中東域内にとどまらず、国際秩序全体に関わる問題になっている。

「無条件降伏」や「体制転換」は現実的ではない。米国の情報機関の事前評価でも、大規模攻撃によって体制崩壊が起こる可能性は低いとされていた。またモジタバ・ハメネイの最高指導者就任は体制の断絶ではなく継続を示している。他方で、イランも長期戦を続ければ軍事的、経済的、外交的なコストが拡大し、体制の動揺につながり得る。したがって、現実的

な落とし所としては、それぞれ自国向けに一定の成果を示しつつも、両者に不満を残したままの限定的停戦以外には考えにくい。

ただし、停戦後も問題は終わらない。残存する高濃縮ウランをどのように査察するのか、また交渉再開に向けた枠組みをいかに再構築するのかが、その後の最大の争点となる。さらに、停戦が成立したとしても、石油市場や物流市場が直ちに正常化するとは限らず、その影響はしばらく残る可能性が高い。以上を踏まえ、攻撃後に問われるべきは、作戦がどこまで成功したかではなく、核交渉再開に向けた枠組みの再構築、核物質管理および査察体制の復元、そして世界的エネルギー危機の立て直しである。

② 国外ヒアリング（海外調査）

- ◆ 高橋若菜主査によるスウェーデン出張報告（8月～9月、3月）
- ◆ 廣瀬陽子主査によるポーランド出張報告（3月）
- ◆ 三牧聖子メンバー、伊藤和歌子副事業総括によるワシントン DC 出張報告（3月）

2. 機動的かつタイムリーな国内外への発信

（1）日本国際フォーラム会員向けのセミナーの開催

- 日時：2025 年 5 月 12 日 15:00－16:00
- 形式：オンライン形式（ZOOM ウェビナー）
- 対象者：高橋若菜 宇都宮大学教授／日本国際フォーラム上席研究員
- 概要：「国際的潮流としてのジェンダー主流化」

1) ジェンダー主流化の定義と国際的な規範

ジェンダー主流化とは、政策、法律、制度、そして実施の各段階において、女性と男性が平等にその意思決定に参加し、平等に恩恵を享受できるようにすることを目的とした包括的な政策アプローチである。1997 年に国連経済社会理事会が公表した定義では、すべての分野の政策策定、実施、モニタリング、評価の全プロセスに、ジェンダーの視点を統合することが求められている。

つまり、「ジェンダー主流化」とは単に女性を支援するための政策ではなく、ジェンダー平等という究極的な目標を達成させるために社会の仕組みそのものを見直す戦略と位置付けられる。それは、環境・福祉・教育・外交はじめ、政治・経済・社会のあらゆる分野において適応されるべきものとされる。持続可能で包括的な社会を実現するために、その重要性は、時を経るごとに高まっている。

国際的な取極においては、1979 年の女性差別撤廃条約（CEDAW）があるが、本格的に、ジェンダー主流化の重要性が喚起されるようになったのは、1992 年のリオ宣言や 1995 年の北京行動綱領である。さらに 2015 年の SDGs（持続可能な開発目標）では、単にジェンダー平等を目指す目標（Goal 5）が掲げられているだけでなく、すべての目標・ターゲットに対してジェンダーの視点が横断的に関与することが明示された。これは、ジェンダー平等が持続可能な社会の達成にとって「死活的に重要」とであるという、国際社会全体の共通認識を表している。

2) EU・北欧諸国における制度化の進展

ジェンダー主流化が比較的早く進んだ地域として、EU が知られている。たとえば 1957 年のローマ条約では、すでに「同一労働同一賃金の原則」が明記されており、ジェンダー平等の基礎が法制度の中に埋め込まれていた。特にフランスが強く主張した背景には、国内法において男女の賃金平等が保障されていたにもかかわらず、他国から低賃金で雇用される女性労働力が流入することで、自国企業の競争力が脅かされるという懸念があったとされる。つまり、労働市場の公正性という経済的論理が、ジェンダー平等を制度化する出発点になったのである。

EU において、雇用の問題にとどまらず、教育、医療、環境、ICT 政策など、すべての政策分野に横断的に適用されるべき原則としてジェンダー平等が明記されたのは、1997 年のアムステルダム条約である。この条約を契機として、ジェンダー視点の制度的組み込みが一気に加速した。

最近では EU ジェンダー平等戦略（2020～25）が打ち出され、賃金格差の可視化、企業役員のクォーター制（女性 30%以上）、ジェンダーに基づく暴力の根絶が重点項目として掲げられている。特に注目すべきは、「証明責任の逆転」という考え方である。差別が疑われる場合、従来であれば被害を受けた側が立証責任を負っていたが、EU 指令では雇用者が「差別がなかったこと」を証明する義務を負う。この制度設計は、構造的な格差是正に向けた大きな一歩であると考えられる。

3) ノルウェー、スウェーデンの具体例

欧州の中でも、ジェンダー主流化が進んでいるのが北欧諸国である。ノルウェーでは、1980 年代に首相となったブルントラント氏が「持続可能な発展」とジェンダー平等をリンクさせ、男女クォーター制を導入した。女性の政治参画を加速させるこの制度は、現在では政界や企業役員の女性比率が 40～45%に達する成果を生み出している。

スウェーデンについては、長年の研究滞在を経て、いかにしてジェンダー主流化を制度化し、文化として根付かせてきたかを間近にみる機会をいただいた。スウェーデンでは、育児休暇制度は最大 480 日間、両親それぞれに最低 90 日が割り当てられ、給与の 8 割が補償されている。また、大学や公共機関では「会議は 9 時～16 時」「オンライン参加の柔軟な対応」「子育て支援金の追加支給」といった制度が整備されており、実際に職場で働く研究者や職員が仕事と家庭を両立できるようになっている。加えて、「育児は個人の問題ではなく、社会全体で支えるべき課題である」という認識が共有されていることが印象的であった。

4) 環境分野とジェンダー

私が専攻する環境政治学の分野で、ジェンダーとの交差点を考える場合、エコフェミニズムの思想がよく知られている。西洋近代の帝国主義や白人男性中心の支配構造が、自然と女性を対象化し、搾取してきたという分析が、複数の先行研究で理論的にも実証的にもなされている。

事例として、最もよく知られている一つが、インドのチプコ運動であろう。森は単なる岩ではなくて水源であり命やくらしの源である。という多様な生態系の価値を知る女性たちが、木を抱きしめて伐採に抗議したという運動である。インドの哲学者で環境活動家のバンダナ・シヴァは、「エコロジーとは暮らしの科学である」として、現場に根差した知の力が重要であるとする。つまり日々の暮らしに根ざした感受性と、それを通じて育まれた「ケア」の倫理である。それは、科学や制度の言葉では語り尽くせない生命や環境への

まなざしを内包し、異議申し立ての力ともなる。「ただ愛するから抱きしめる」という行動には、権力や暴力に対抗する新しい倫理の姿がある。シヴァは「種を守る」運動を通じて、遺伝子組換え作物に依存しない生態系の再生を非暴力な方法で訴えている。これもテクノロジー偏重の農業に対する批判であると同時に、暮らしに根ざした知の再評価でもあると位置付けられる。

5) 日本の現状と制度的課題

こうした動きは日本でも見られた。たとえば、1960～70年代には合成洗剤反対運動（いわゆる「石けん運動」）が広がり、主婦層が中心となって生活環境の改善を求める草の根運動を展開した。その一部は、政策にも結びついており、政策形成における「市民の知」としてジェンダーの視点が不可欠であることは、こうした事例からも再認識できる。

ただし、日本におけるジェンダー主流化は、未だ、制度面と文化面の両方から多くの問題があるというのは、一般的な味方である。たとえば、OECD加盟国の中でジェンダーランキングは最下位であることはよく知られている。たとえば「選択的夫婦別姓制度」が導入されていないのは日本のみであり、これは個人の尊厳や多様な家族の在り方を認める制度的基盤が未整備であることを意味している。

政治分野に目を向けても、衆議院における女性議員比率は10%前後で推移しており、「少なくとも3割」の水準には達していない。地方議会においては、いまだに女性議員が1人も存在しない自治体が約27%にのぼるという現実がある。また、企業役員に占める女性の割合もおよそ9%と極めて低く、経済分野における意思決定構造も男性中心のままである。

労働市場においても、男女間の賃金格差は依然として顕著であり、女性の賃金は男性の約77%にとどまるというデータがある。加えて、無償労働の分担においては、女性が男性の約5倍もの時間を家事や育児に費やしていることが明らかになっている。これらの数値は、政策の段階だけでなく、家庭や地域社会といったミクロレベルにおいても、ジェンダー主流化がまだ十分に実現されていないことを示している。

ただし、日本でも女性主導による重要な社会的運動が数多く展開されてきたことは見逃せない。たとえば、先述の「石けん運動」のみならず、ごみ分別制度やリサイクル制度の普及においても、地域に根差した女性たちの活動が行政を動かすきっかけとなった。福島第一原発事故後には、母親を中心とした市民運動が子ども被災者支援法の制定に結びつき、議員立法として成立した。その際、法案に関与した議員の約25～30%が女性であったことも注目に値する。こうした実績は、女性の視点が社会的に見過ごされがちな問題を可視化し、制度化に向けた動力となりうることを示している。

6) 今後の展望と提言

私は、今後ジェンダー主流化をさらに進めていくためには、以下の三つの柱が不可欠であると考えている。一つ目は「デジタル化とジェンダーの融合」である。近年、デジタル技術の進展により、賃金格差の可視化や職場のジェンダー構成の分析が可能になっている。たとえば、AIやビッグデータを活用することで、賃金設定の不平等を客観的に検出するシステムが各国で導入されつつある。また、教育や就労のオンライン化は、育児や介護を担う人々にとって柔軟な働き方を可能にする点でも有効である。日本でも、コロナ禍を契機にテレワークやオンライン学習が急速に進展したが、これを一過性の対策とするのではなく、恒常的な制度として位置づける必要があるだろう。

二つ目は「交差性（インターセクショナリティ）を踏まえた包括的政策の展開」である。ジェンダー不平等の問題は、性別のみならず、人種、階級、障害、性的指向、年齢など多様な要素が複雑に絡み合っている。そのため、政策を設計・実施する際には、これらの交差的な要因を丁寧に分析し、脆弱な立場に置かれた人々への配慮が求められる。たとえば、女性の中でも障害を持つ人やシングルマザー、外国にルーツを持つ人は、より多層的な困難に直面しやすい。こうした人々が社会のあらゆる場面で排除されないような制度設計が必要であろう。

三つ目は「国際的連携とベストプラクティスの共有」である。日本は、民主主義と平和主義を掲げる国として、国際社会において一定の信頼を築いてきた。その立場を活かし、EU 諸国や国連のジェンダー関連機関と積極的に連携しながら、制度構築や政策運営におけるベストプラクティスを互いに学び、国内に応用していくことが重要である。たとえば、スウェーデンの育児制度や、アイスランドのジェンダー賃金認証制度、EU 指令による透明性の向上施策など、日本にとって多くの示唆を含んでいるといえよう。

（２）公開ウェビナーの開催（国内）

WPS（女性、平和、安全保障）特別コロキウム「音楽がつなぐ平和とジェンダー ―ウクライナからの祈り―」

- 日 時 : 2025 年 11 月 5 日（火）10:20 より 11:50 まで
- 開催形式: 宇都宮大学 峰キャンパス 大学会館 2 階多目的ホール
(ZOOM ウェビナーとのハイブリッド開催)
- 使用言語: 日本語
- プログラム
開 会 : 中村 真 宇都宮大学国際学部長
高畑 洋平 JFIR 上席研究員／GFJ 世話人事務局長
基調講演 : カテリーナ バンドゥーラ 奏者・歌手
自由討論 : 参加者全員
コメント : 清水奈名子 宇都宮大学国際学部教授
松村史記 宇都宮大学国際学部准教授
演 奏 : カテリーナ バンドゥーラ 奏者・歌手
総 括 : 高橋若菜 宇都宮大学多文化公共圏センター長／日本国際フォーラム上席研究員
- 参加人数: 約 100 名
- 講演概要

<https://www.jfir.or.jp/wp/wp-content/uploads/2026/06/b4adcfac8135e96f5fc55364f096c75c.pdf>

（３）コメンタリーの掲載

本事業では、研究会合での報告をベースに、日英で計 11 本のコメンタリーを発表した。その一覧は以下の通り。

掲載日	執筆者	タイトル	URL
December 12, 2025	HIROSE Yoko Professor, Keio University /	Russia's Invasion of Ukraine and LGBT Issues: Cases from the South	https://www.jfir.or.jp/en/studygroup_article/4880/

	Distinguished Research Fellow, JFIR	Caucasus, Russia, and Ukraine	
2025 年 12 月 8 日	廣瀬 陽子 日本国際フォーラム 上席研究員／慶応義 塾大学教授	ロシアのウクライナ侵攻と LGBT 問題 南コーカサス・ロシア・ウク ライナを事例に	https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/12539/
2025 年 12 月 2 日	上野 友也 岐阜大学准教授	女性・平和・安全保障 国連 安全保障理事会における歴史 的経緯と現在の展開	https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/12516/
2025 年 11 月 17 日	甲斐田 きよみ 文京学院大学准教授	ナイジェリアにおけるジェン ダーに基づく暴力の構造的危 機	https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/12453/
Novembe r 26, 2025	KAIDA Kiyomi Associate Professor, Bunkyo Gakuin University	Structural Crisis of Gender-Based Violence in Nigeria	https://www.jfir.or.jp/en/studygroup_article/4864/
2025 年 11 月 10 日	三牧 聖子 同志社大学教授	国際政経懇話会談：トランプ 2.0 とアメリカ、世界平和の 行方	https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/12411/
2025 年 10 月 24 日	高畑 洋平 日本国際フォーラム 上席研究員・常務理 事 慶応義塾大学 SFC 研 究所上席所員	令和からみた『新・戦争論』 再考：多極時代における日本 の外交・安全保障の羅針盤	https://www.jfir.or.jp/2025/10/24/12374/
August 01, 2025	TAKAHASHI Wakana	Gender Mainstreaming as a Global Trend	https://www.jfir.or.jp/en/commentary/4759/
2025 年 6 月 23 日	高橋 若菜 宇都宮大学教授／ JFIR 上席研究員	国際政経懇話会談話：国際的 潮流としてのジェンダー主流 化	https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/12154/
May 28, 2025	TAKAHATA Yohei Executive Director & Distinguished Research Fellow, JFIR / Senior Researcher, Keio Research Institute at SFC	The Strong Point of Japanese Diplomacy Required Today: Commemorating the 25th Anniversary of the WPS Resolution	http://www.gfj.jp/e/commentary/250528.html
2025 年 4 月 1 日	高畑 洋平 日本国際フォーラム 上席研究員／慶應義	今、求められる日本外交の強 み：WPS 採択から 25 年を迎 えて	https://www.jfir.or.jp/2025/04/01/11745/

	塾大学 SFC 研究所上 席所員	
--	---------------------	--

(4) その他の発信

- 高橋 若菜「北極圏スウェーデンにおける資源自立と包摂的環境ガバナンスーグリーン
トランジションが孕む多層的相剋ー」『環境経済・政策研究』Vol. 19, No. 1 (2026. 3) ,
96-100 ([https://www.jstage.jst.go.jp/article/reeps/19/1/19_ron1901-015/_pdf/-
char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/reeps/19/1/19_ron1901-015/_pdf/-char/ja))
- 本事業で実施したスウェーデン調査を踏まえた論考を発表。
- 「WPS (女性, 平和, 安全保障) 特別コロキアムー音楽がつなぐ平和とジェンダーーウク
ライナからの祈りー多文化公共圏フォーラム第 14 回報告ー」『多文化公共圏センター年
報』第 18 号 (2025 年)
- 本事業で実施した WPS 特別コロキアムの模様を掲載。
(<https://uuair.repo.nii.ac.jp/records/2001692>)

(5) ウェブサイトの開設

本事業のための特設サイトを日本国際フォーラムウェブサイトの日本語版、英語版ともに開設し(次頁参照)、研究会メンバーのプロフィール(略歴付き)、活動概要、コメンタリーを掲載した。

日本語サイト(左): <https://www.jfir.or.jp/studygroup/wps/>

英語サイト(右): <https://www.jfir.or.jp/en/studygroup/wps/>



(6) 広報ツールによる広報

本事業にかかる研究会合の成果（コメンタリー等）、公開シンポジウムについては、当法人の発行するInstagramアカウントにて周知した。



3-2 事業の実施状況・成果の定量的概要

【調査】

- ・情報収集・調査実施回数： 25 回

【会議】

- ・研究会の実施数： 6 回
- ・シンポジウム／セミナー／ワークショップ等の主催・共催数： 3 回
- ・他団体主催のシンポジウム／セミナー／ワークショップ等への参加数： 0 回

【情報発信】

- ・インタビューや報道発表の実施数： 31 回（メールマガジン、ウェブサイト・SNS 掲載回数を含む）
- ・論文やコメントリーの発出数： 13 回
- ・政策提言を含む報告書の発出数： 0 回
- ・学術誌の発行： 0 回

※ 主要なものにつき、審査委員や政府関係者などが閲覧できるよう URL（未発表のものは概要）を記載。また、上記以外の情報発信（メールマガジン配信、ウェビナー動画の発信など、独自に実施している情報発信）も該当があれば記載すること。

●JFIR ホームページ

日本語：<https://www.jfir.or.jp/>

英語：<https://www.jfir.or.jp/en/>

●本事業特設サイト

日本語：<https://www.jfir.or.jp/studygroup/wps/>

英語：<https://www.jfir.or.jp/en/studygroup/wps/>

●SNS

Instagram：https://www.instagram.com/jfir_wps/ ID：jfir_wps

X：https://x.com/jfir_wps ID：jfir_wps

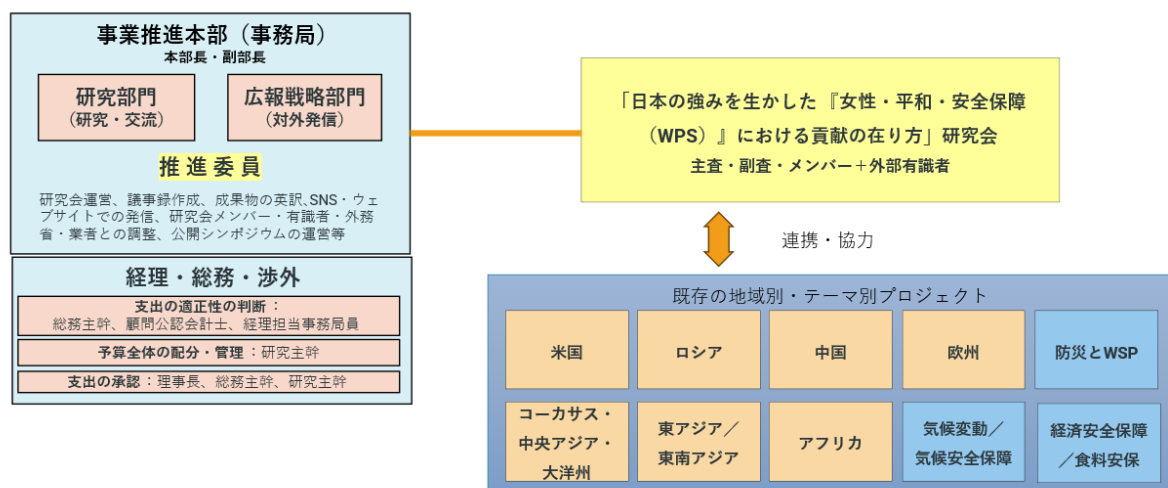
4-1 事業実施体制

- ・事業を実施するための人的体制、それぞれの役割分担等を記載のこと。
 - ・必要に応じ、それぞれの経験、能力等を示す資料を別添可。
 - ・若手、女性研究者、地方在住の研究者にカウントしている場合はそれを分かるようにすること。
- (※) 年齢・性別は評価の際の参考情報として記載するものであり、対外公表はしない。

1 組織図（自由書式）

※ 複数の分科会／研究会が設けられている場合は、それらが有機的に連携するためにどのような体制が取られているか明示すること。

※ 予算の執行・管理体制を明示すること。



2 メンバー詳細

事業総括、グループリーダー、研究担当、渉外担当、経理担当等の別	氏名	所属機関・部局・職	役割
主査	高橋 若菜 (女性、地方)	宇都宮大学教授	事業全体の総括、ジェンダー論（ジェンダー主流化含む）、社会学、欧州における環境政策、国際協力論、SDGs、エコロジカル・フェミニズム
副査	廣瀬 陽子 (女性)	日本国際フォーラム 上席研究員、慶應義塾大学教授	事業全体の総括補佐、ウクライナ戦争におけるジェンダーに基づく暴力、ジェンダー格差

			と教育の研究、国際関係論
研究担当（メンバー）	三牧 聖子 （女性、地方）	同志社大学准教授	米国におけるジェンダー及び人権の研究
研究担当（メンバー）	甲斐田きよみ （女性）	文京学院大学准教授	アフリカにおける開発とジェンダーの研究
研究担当（メンバー）	上野 友也 （地方）	岐阜大学准教授	国際安全保障・国際法からみたジェンダー、及び人道支援・女性の政治参加の研究
研究担当（メンバー）	北村美和子 （女性、若手、地方）	東北大学災害国際研究所特任研究員	災害におけるジェンダー、LGBTQ+の研究
外部有識者（国内）	和田 賢治	武蔵野学院大学教授	平和構築におけるジェンダー主流化、ジェンダーに基づく暴力に関する知見
外部有識者（国内）	田中 極子 （女性）	東洋英和女学院大学大学院准教授	安全保障、新興技術に伴う WPS に関する知見
外部有識者（海外）	Melanne Verveer （女性、地方（海外））	Executive Director, Georgetown Institute for Women, Peace and Security（元グローバルな女性問題担当大使）	米国の外交政策における女性参加・権利問題のあり方に関する知見

4-2 事業実施体制の定量的概要

研究者数合計 26 名 ※上記にて公開していない外部有識者（予定）も含む

うち若手研究者数 8 名（全体の 31 %）

うち女性研究者数 23 名（全体の 88 %）

うち地方在住の研究者数 14 名（全体の 54 %）

（注）若手、女性、地方在住の研究者の発掘・登用（若手については人材育成、キャリアパスも含む）に係る応募者の取組方針について別添すること。